

## 不法行為法における多元的な責任原理の 意義とその関係性（9）

前 田 太 朗

### 第 I 章 オーストリア法における有責性責任の展開

（第 1 節：愛学55巻1 = 2号、第 2 節第 1 款—第 3 款：同 3 = 4号、第 2 節第 4 款：同56巻1 = 2号及び宗教法制研究所紀要56号、第 2 節第 5 款第 1 項—第 2 項第 2 目：愛学56巻3 = 4号、第 2 節第 5 款第 3 目以下：宗教法制研究所紀要57号）

### 第 II 章 オーストリア法における危険責任論の展開

#### 第 1 節 A.Ehrenzweig の危険責任論

一類推による危険責任構想と代位責任による危険責任論という 2 つの危険責任論

#### 第 2 節 判例の展開—SZ21/46判決から、現在までの OGH の展開

#### 第 3 節 危険責任類推適用の「大様な解決」の模索—Helmut Koziol 説の検討

##### 第 1 款 Koziol の危険責任論—大様な解決策と近時の実務への影響

##### 第 2 款 Koziol 説の OGH への影響

##### 第 3 款 検討—危険責任類推適用の全体類推の可能性

###### 第 1 項 Koziol 説の学説による評価

###### 第 2 項 特別な危険概念の有用性の検討

（以上宗教法制研究所紀要57号）

##### 第 3 項 危険責任の類推適用の前提となる補充されるべき欠缺の確定アプローチ

##### 第 4 項 BGB 及び ABGB における起草過程における有責性に左右されない責任への対応

（以上宗教法制研究所紀要58号）

第 5 項 危険責任の意義

第 1 目 前提——大きな解決を支える原理欠缺の補充のアプローチ

第 2 目 Canaris による正義論及び尊厳からの危険責任の限界付け

第 3 目 正義論からのアプローチの検討

第 4 目 法倫理上の自明性・尊厳性のアプローチからの検討

第 5 目 まとめ——法理論上の原理欠缺の補充の正当性と実際上の課題 (以上本号)

第 4 節 オーストリア法における危険責任論のまとめ

第 III 章 比較法のまとめ

第 IV 章 日本法への示唆

## 第 II 章 オーストリア法における危険責任論の展開

### 第 5 項 危険責任の意義

第 1 目 前提——大きな解決を支える原理欠缺の補充のアプローチ

危険責任の類推解釈、とりわけ全体類推 Gesamtanalogie の可否について、欠缺の有無及びその範囲について検討を進めた。とくに前稿では、ABGB の起草過程及び1950年代以降の EKHG の制定過程に並行して現れた危険責任案の検討からは、立法者意思からは、危険責任の特別法の個別類推を含めた危険責任の類推解釈を全く否定するものではないとしても、危険責任の全体類推を積極的に肯定するほどの、立法計画に反した欠缺があることを画定できなかつた（起草者意思の探求による欠缺及びその範囲の不確定）。それゆえに、危険責任の一般条項を欠くことは、立法計画に反した欠缺ではなく、法政策上の誤りと考えることには一定の妥当性があるとも思われる。<sup>(1174)</sup>

---

(1174) Canaris, Lücke, 95. dazu auch Strickler, Gefährdungshaftung, 108f.; Kolb, Verschulden 228; Dietz, Risiken, S.166 mt Fn.766は、ドイツの学説は、「[危険責任の]一般条項は存在せず、また、法類推によっても獲得できるものではないということに一致している」と述べており、一般条項を欠くことが、補充されるべき欠缺ではないことを示唆する。またオーストリア法においても、Kisslinger,

しかし、オーストリア法もドイツ法同様に、危険責任の特別法は列挙主義 Enumerationsprinzip に依っていることから、個々の制定法は、個々の対応する危険源の規律理由が重要であり、これ以外の危険源への評価は、特に規律排除を意図していないのであれば<sup>(1175)</sup>、ニュートラルと考えられよう<sup>(1176)</sup>。一般条項の欠缺画定のために以下のアプローチが残されている。すなわち、法学方法論によると、補充を必要とする欠缺の有無を画定するためには、制定法の目的論的な考察のほか<sup>(1177)</sup>に、法原理の観点から、欠缺の有無

Gefährdungshaftung, S.144f. が危険責任は個別列挙主義によっていることが立法者のこの問題に対する「適切な答え」とすることから、危険責任の一般条項を欠くことは補充されるべき欠缺ではないことを示唆しており (dazu auch Kerschner, RdU1998, 13)、Rummel-Reischauer§1306 RdNr 7 S.736は、既存の危険責任の特別法が分散していることから、法政策上の欠缺、法技術上の欠缺があるということから、いずれも危険責任の一般条項が欠けることは、現行法の解釈において補充すべき欠缺があるとは考えていない。

(1175) 船舶による事故に関して危険責任の類推解釈を否定した JBI2010, 653判決 (2 Ob 33/10g2010年4月20日) は、内水航行法を踏まえて、危険責任が規律されないことは立法計画に反するものではないとした。これに対して、Gerhard Muzak, Gefährdungshaftung im Verkehrsrecht als Beispiel für unterschiedliche methodische Sichtweisen zur Analogie, In: GS Robert Walter, 505, 517f. は、内水航行法の立法時の評価が変化することで補充すべき欠缺の有無の評価が変わりうることを指摘する。

(1176) Nabinger, Mikroorganismen, S.145は、列挙主義から危険責任の一般条項を欠くことは、立法計画に基づいたものと理解することに対して、「まさに、危険責任のシステムは、一定の企業の危険性について、実際の認識水準に遅れるために、立法者の立法計画に沿った措置であると結論を導き出すことができない。一貫して考えうるのは、立法者は、将来的に、具体的な損害事例により、はじめて行動をとらざるを得ない、なぜならば立法者はこの問題を知らなかったから、ということである。既存の特別法は、いずれにしても、立法計画に反していることを否定するのに十分なものではない」と批判する。前稿で述べたように、EKHGの起草の途中までは、危険な事業に対する危険責任規定も検討されていたが、これが中座したとしても、直ちに危険責任の一般条項がないことが立法者の意思であると考えられない (前田太朗『不法行為法における多元的な責任原理の意義とその関係性 (8)』愛学宗研57号139-166頁 (2017年) (以下『多元性 (8)』))。

(1177) Larenz, Methodenlehre, S.374は、「制定法の『内在的な目的論』は、この関連で、もちろんあまりに狭く解釈されてはならない。立法者の意図および意識に下さ

及び範囲を画定していくアプローチが考えられる。<sup>(1178)</sup>すなわち、「裁判官にとって、欠缺の確定のための基準として用いられるのは、まさに、全体としての法秩序である<sup>(1179)</sup>」とされ、「一般的な法の諸原理、法原則、法におけるキーワード、主義等」も、「全法秩序の構成要素」であることから、これらも欠缺の確定のための基準として援用されうるのである。<sup>(1180)</sup>この点、すでに本連載は、Canaris と Koziol というドイツとオーストリアそれぞれを代表する民法学者が示す危険責任の類推解釈に対する態度決定が、対立することを明らかにした。<sup>(1181)</sup>そしてここで、Koziol の示す危険責任の全体類推のアプローチ<sup>(1182)</sup>は、危険責任の基本原則ないし基本思想「我々の法秩序（\*筆者注 ドイツ法及びオーストリア法）は、本質的には、

---

れた判断だけが顧慮されるべきではなく、制定法に採用されていた客観的な法の目的及び一般的な法原理もまた顧慮されるべき」とする。dazu auch Larenz/Canaris, Methodenlehre, S.195; Klang-Kerschner/Kehrer, RdNr.50, S.113f. mit Fn.204; RS0008866「法の欠缺は、全ての現行の法秩序を基準として比較したときに、実定法の中の立法経過に反した不完全性である。制定法は、そうした事例においては、その制定法それ自体の意図及び内在する目的論と比較して、その制定法の補完が制定法により望まれた制限と矛盾することがないならば、補完する必要性があるものとなるのである。」

(1178) F. Bydlinski, Methodenlehre, S. 474は、「原理欠缺」は、『目的論的解釈』の下位事例として、評価されなければならない」とするのに対して、Canaris, Lücke, S.141f. は、一方で、目的論的解釈において、制定法の目的を考慮して欠缺を画定していき、他方で、原理欠缺においては、「欠缺の確定が、一般的な法原理及び法的評価を用いておこなわれ」、「最終的にここでは、ある法原理または法的価値が、現行法秩序の構成要素であり、かつ実体法において十分に形作られていないという立証が必要」とするように、原理欠缺では、欠缺の画定アプローチが異なるとする。

(1179) Canaris, Lücke, 38

(1180) Canaris, Lücke, S.93これらが欠缺画定のために用いられることはまれではないとする。

(1181) 前田『多元性（8）』82-106頁

(1182) これまでの連載では、大様な解決とされていたが、kleine Lösung を小さな解決と訳したこととの対比や、große Lösung と述べられることもあることをも考慮して、本稿以降では、großzügige Lösung を大きな解決と訳す。

特別な危険源の保有者は、リスクが実現する場合においては、発生する不利益に対する自身の有責性に関係なく、責任を負わなければならない」を指針・基準として、欠缺の範囲及び補充を考えていくところ、この危険責任の基本思想は、Canaris が指摘する「危険責任は、物から利益を享受する者は、典型的な方法で、それと結びつく危険に対するリスクを負わなければならないという原理<sup>(1183)</sup>」と同旨のものである。すなわち、Koziol のアプローチは、平等原則を関連付けつつも、これとともに危険責任の基本思想をも援用することで補充すべき欠缺の有無を確定しているのである。このことから一自身ではこれを明示するものではないが一、Koziol の示す危険責任の大きな解決は、原理・評価欠缺 (Prinzip- und Wertlücken 以下単に原理欠缺とまとめて表記する) のアプローチに基づく欠缺の画定及び補充と考えることができる。

そのうえで、この原理欠缺に関して、法原理同士は対立することがまれでもないこと、法原理は、欠缺の画定及び補充において指針・基準を示すことはあっても直接に適用可能な解決策までを明らかにするものではなく方向性を示すにとどまり、さらなる具体化を必要とされることや、すべての法原理がこうした役割を果たすわけではないこともあって、原理欠缺のアプローチは、欠缺補充のアプローチの中でも「最も自由でありかつそれゆえに同時に最も困難<sup>(1184)</sup>」とされる。このアプローチに基づく危険責任の類推解釈の困難さは、以下の Koziol の指摘からもうかがえる。すなわち、Koziol は、ヨーロッパ不法行為法の統一のコンテキストの中で危険責任の一般条項を置く理由として、危険責任の個別的な準則において極端な不

(1183) Canaris, Lücke, S.95.

(1184) Canaris, Lücke, S.93 mit Fn.123, S.96f., S.127, S.161; auch ders., Systemdenken, S.52; F. Bydlinski, Methodenlehre, S.474, S.485, Metzger, legem, S.58, Franz Bydlinski/Peter Bydlinski, Grundzüge der juristischen Methodenlehre, 2. Aufl., 2012, S.94f. Kramer, Methodenlehre, S.275f. も、原理欠缺において法原理が欠缺の有無及び補充の指針となるとする (しかし後掲注1187でみる通り、このアプローチを否定する)。

平等、さらには深刻な正義の欠陥を避けようとする場合において、危険責任の一般条項がないならば、「一般的に認められる類推解釈が許容されなければならない」とし、このことで、「法適用者による類推解釈において、〔危険責任の〕より一般的な基本原理が作り上げられるべきであり」、しかしこうしたアプローチは、各国で存在している危険責任の特別法の相違を理由に、「相当の困難に直面するために、こうした方法で、確かに、一般条項によるよりもより大きな安定性には到達していない」とする。<sup>(1185)</sup>ここからは、一方で、危険責任の特別法による規律で生じる欠陥を補充するために、一般的な原理に基づく類推解釈が必要であり、これを展開することで、危険責任を支える一般的な原理が醸成できると考えていることが示されていると同時に、他方で、現行の危険責任の特別法が列挙主義によっているために、こうしたアプローチを安定してとることができず、不安定な解釈状況になっていることから、こうした状況を回避するために、危険責任の一般条項化が求められるということを示しており、後者からは、法原理による危険責任の類推解釈による欠陥補充は困難なものと Koziol も認識していることがうかがえるのである。<sup>(1186)</sup>

(1185) Helmut Koziol, *Außervertragliche Schuldverhältnisse im CFR In: Der gemeinsame Referenzrahmen Entstehung, Inhalte, Anwendung*, Martin Schmidt-Kessel, 2009, 93, 97f.

(1186) すでに、前田 (太) 『多元性 (8)』102-103頁 (前掲注1058も参照) でみたように、Canaris は、平等原則を基準とする欠陥の確定と、一般の法原理を基準とする欠陥の確定との違いを強調する (Canaris, Lücke, S.87. und S.98 mit Fn.139; auch Larenz, *Methodenlehre*, S.374f.; Larenz/Canaris, *Methodenlehre*, S.194) のに對して、Koziol は、危険責任の全体類推においても、平等原則を重視しており、Canaris の欠陥画定及び補充のアプローチと Koziol のそれとの間には相違があるとも思われる。方法論それ自体にもかかわる問題と主思われるが、ここでは次の点を確認しておきたい。すなわち、一方で、Koziol が示すように欠陥の画定・補充に当たり平等原則を考慮するとしても、等しさの基準となるものが必要であり、一般的な法原理ないし責任原理 (危険責任原理) を基準とするならば、等しさの基準となる法原理・責任原理の明確化が求められる。他方で、Canaris の見解に基づくと、平等原則は前面には出てこないが、確定された一般的な法の諸原理に基づいて欠陥の判断をおこなうということは、そうした一般的な法の諸原理を基準としたと

このように、原理欠缺のアプローチによる欠缺の画定及び補充は、方法論の観点からは、非常に困難が多く、現行法の解釈でこれを積極的に支えることは非常に難しいものとも思われる。<sup>(1187)</sup>しかし他方で、ここでは、法原理（責任原理）が直接に類推解釈において問題となることから、逆に法原理（責任原理）としての危険責任の射程それ自体をどう捉え、正当化するか<sup>(1188)</sup>ということを考える好個の素材とも考えられる。つまり危険責任が、例

---

きに、あるべき規律を欠くか否かの判断が問題となり、個別類推ほど具体的ではないが、危険源に関して一部において特別法により規律され、しかし同様の危険性を持つものについてはそうでないことが、等しいものを等しく取り扱っていないかどうかを考慮しているとも考えることができる。ここでも、こうした判断の背景には平等原則があるとも考えられ、Canarisのアプローチにおいて平等原則も併せて持ち出しても問題はないとも考えられる。つまり、個別類推においては、実体法の評価に基づく欠缺の確定基準であるから、これをさらに検討する必要がなく、むしろ基準と当該事情との比較し、それを正当化する基本的な思想が重要となるから、平等原則が前面に出てくると考えられるが、以上で問題とした全体類推の場面においては、そもそも基準となるべき一般的な法の諸原理それ自体を基準とするべきかを考えなければならず、その基準を検討するプロセスの中で並行して欠缺の確定もなされることから、平等原則をあえて考慮する・言及する必要がないとも考えられる。そうすると、いずれの立場に立っても、平等原則が前面に出るか背景にあるかの違いではあるが、おこなうべき思考プロセスは同様であり、むしろ平等原則の援用可否が重要なのではなく、欠缺確定のための実体的な基準、つまり危険責任の責任原理としての射程の明確化が必要だという点では共通しているといえよう。

(1187) Canaris, Lucke, S.161は、法原理による欠缺補充は、具体化のプロセスがこの問題では核心におかれるとするが、危険責任では、個々の制定法の要件と共に効果が異なるため、危険責任の原理欠缺における欠缺補充の具体化のプロセスは、相当の困難に直面しているといえる。より端的なのは、Kramer, Methodenlehre, S.275f.である。すなわちKramerは、原理による欠缺補充に関して、ガイドラインとして、裁判官に評価の傾向を示すが、しかし、「一般的な法の諸原理を引っ張り出すことは、形式上実在するかのような法の諸原理とは全く異なる発想源を基礎とする裁判官の自己評価を覆い隠してしまうために、使われてはならない」として、このアプローチそれ自体を否定するのである。

(1188) KBB-Karner§1305 RdNr.1, S.1632は、危険責任が有責性責任と「原理的に等価値の責任原理」として、Koziolを引用する一方で、Canarisはこれに対し、「有責性責任の法倫理上の優位性」を説くとして、両者を対比する。Koziol自身も、危険性が十分な強度があればそれだけで責任を基礎づけると説明する中で、Canaris



外的な法原理であれば、これに支えられる法制度は、「その狭い目的の範囲内で」解釈され<sup>(1189)</sup>ると考えられ、これに対し、危険責任が、一般的な法原理・責任原理であれば、これに支えられる法制度はそれだけ広げられる・<sup>(1190)</sup>射程が広いということになる。このように、危険責任における原理欠缺

---

の上記指摘を引用して自身の見解とは異なることを示す (ders., Haftpflicht I RdNr.6/6 mit Fn.9)。

(1189) Larenz, Methodenlehre, S.355f.; F. Bydlinski-Rummel§6, RdNr.25, S.31; Klang-Kerschner/Kehrer, RdNr. RdNr.31 S.104 (OGH の判例は「例外規定は、通常においては広く解釈されてはならず、狭く解釈されるべきということから出発している」とする); RS0008937「例外命題は、一般原則に対してより狭い原理を基礎とする限りで、『この原理内で』拡張的な解釈が認められ、さらに類推解釈も認められる…。」

(1190) なお、法の欠缺の画定においては、ratio legis (F. Bydlinski, Methodenlehre, S.473は制定法の基礎にある評価または目的設定とする) を基準として、目的論的に欠缺を画定していく場合もあるが (F. Bydlinski, Methodenlehre, S.473. これに対して、Canaris, Lücke, S.90は、類推解釈と ratio legis の結合を否定し、ここでは類推解釈ではなく端的に ratio legis に基づく解釈を行うべきとする)、これと、同様に欠缺画定の基準となる法原理・法原則 (これもまた多様な表現がみられる。Canaris, Lücke, S.93によると、一般的な法原理は、法原則、法的キーワード等と表現されるとする。後掲の Kramer が法思想とすることも法原則と同義であろう) との関係も問題となる。すなわち、Larenz/Canaris, Methodenlehre, S.157が、ratio legis は「多義的であり」、「その目的でもあり、『合理的な根拠』でもあり、そしてルールの原理も意味する」とするように、両者は重なるように思われる。この点、次の指摘が両者の関係を端的に捉えていると思われる。すなわち、F. Bydlinski, Methodenlehre, S.473は、「rationes legis」は、「制定法の基礎にある評価及び目的」とし、「法原理」は、より高い抽象度をもって、「包括的な整理選択及び評価選択に基づいて、全ての法領域ないし法制度を支配する」ものとしており、両者で対象とする次元が異なることを示す。さらに、F. Bydlinski/ P. Bydlinski, Grundzüge, S.94ではより明確に、「[法] 原理は、流動的な交錯がありながらも、制定法の目的ないしは制定法の根拠とは、後者が、特定の制定法の規定 (例えば特定の条文) を基礎とし、包括的な法の複合体 (例えば全契約法) を基礎としないということと区別される」として、両者の原則的な区別、すなわち、一方で ratio legis は、個々の規定に基づき (例えば EKHG であれば自動車危険、AtomHG1999 であれば原子力危険を、それぞれ規律対象とする)、他方で、法原理は、ある特定の法制度・規定の集合体 (民法典外の危険責任の特別法群を支える危険責任原理) を対象とするものであることを明示して、その区別を図っている。そのうえで、両



の問題を考えることは、類推解釈の問題にとどまらず、仮に立法されるとすると、危険責任規定の法運用・その展開可能性にも関わってくると考えられるのである。また危険責任の責任原理としての上記に示した意義が明らかになれば、有責性責任その他責任原理との関係性を考える一つの手がかりになるとも考えられるのである。

こうした点を踏まえて、不法行為法における危険責任の責任原理としての位置付けを明確にかつ厳格にとらえる Canaris の見解をみたうえで (第

---

者の関係について、Metzger, legem S.164f. は、「個々の規範の ratio legis も、しばしば、ここから制定法上の源をこえて援用される制定法の背景にある『一般的な』原理を導出されるために、根拠として十分なものとなっている」とし、さらに、別の個所で、「共通の ratio legis の存在だけで [一般原則と認めるのに] 十分であろうならば、危険責任が一般的な法原則として認められるべき」とするように、両者の密接な関係性を指摘する (A.a.o., S.174. 但し Metzger はこれに続けてこのような一般性を持つためには、ratio legis だけでなく、「拡張された適用領域を有する一般的な原則へと高めるためには、考慮に入れられる規定から読み取ることができない基準を手掛かりにして付加的な評価を必要とする」とする)。Metzger の指摘を踏まえて、危険責任に即して考えると、例えば EKHG であれば、自動車危険、AtomHG1999 であれば、原子力危険、LuftVG であれば航空機危険をそれぞれ対象とするというように、各法の ratio legis を明らかにしたうえで、各危険責任の特別法で規律対象となる危険源及びその理由の共通項を探り、その共通化が可能であれば、さらに一般化可能性を考えていくというように、危険責任の責任原理としての射程を彫琢していくという思考プロセスが考えられる。以上を踏まえると、個々の規定・特別法を支える ratio legis から法原理・法原則が導き出されるのだから、後者の前提として前者があり、それゆえに、ratio legis により各法原理・法原則の射程を考えるためには、両者を合わせて考えていかなければならない (Kramer, Methodenlehre, S.217 が「全体類推においては、数多くの規定から一般的な法的思想、つまり一般化された ratio が帰納的に導出され、明示的には規律されていない事例に適用される」と述べることも、ratio legis と法原理・法原則 (法思想) の上記関係を前提にしていると思われる)。

しかし本稿では Koziol の大きな構想の紹介及び検討から明らかなように (前田 (太) 『多元性 (7)』127-184頁、同『多元性 (8)』93-98頁)、これら特別法から導きだされる ratio legis を踏まえて、危険責任を責任原理として支える一般思想ないし基本原則が解明されており、むしろ以下の検討では、こうした一般思想ないし基本原則に支えられる危険責任の責任原理としての射程範囲の確定が求められている。

2 目)、この見解に対してオーストリア法における展開を踏まえて検討し、危険責任の責任原理としての射程を探っていききたい(第 3 目から第 5 目)。

## 第 2 目 Canaris による正義論及び尊厳からの危険責任の限界付け

Canaris は、「裁判官による法の継続形成が、危険責任の領域では、特別な深刻さに直面し、類推にとって必要な類似性の決定について説得的に根拠づけられるのが非常にまれであるという見解が引き続き存在する。ここに、有責性責任と比べたときに危険責任の特別な弱さが存在するのであろうか。または、危険責任は、学説においてしばしば指摘されるように、有責性責任におけるような尊厳に問題があるのか<sup>(1191)</sup>」として 2 つの間を立て、それぞれを検討する。

### ①正義論からの検討

#### a 二つの正義

Aristoteles (アリストテレス) に由来する矯正的正義 *iustitia commutativa*<sup>(1192)</sup> と配分的正義 *iustitia distributiva* に基づき、有責性責任及び危険責任をそれぞれ支えるものとして明示的に説明したのは、Esser<sup>(1193)</sup>である。さらにここでは、発生する損害のうち、不法損害 *Unrechtsschäden* と不幸損害 *Unglücksschäden* に分け、そのうえ前者を有責性責任が、後者を危険責任が規律対象とする。Esser のこの考えは、今日までドイツ法で受け入れられており<sup>(1194)</sup>、Canaris もこの考え方を出発点に置く。

(1191) Canaris, JBl1995, 15. 正義論との関係付けや尊厳は、Canaris の他の論文や基本書出も指摘されるが、詳細に論じられた JBl1995論文を中心にみていく。

(1192) アリストテレス/高田三郎 [訳] 『ニコマコス倫理学 (上)』(岩波書店, 1971 年) 177-178、183-185頁。

(1193) Esser, *Gefährdungshaftung*, S.73, und ders., JZ1953, 129; Stephan Meder, *Schuld, Zufall, Risiko*, 1993, S.209f.

(1194) Jansen, ZEuP2003, S.500. は、正義を 2 つに区別することは「ドイツの解釈学上の議論の中で頻出の論拠となっている」とする。auch ders., *Strukture*, S.98; Larenz/Canaris, *Schuldrecht II*, S.354, S.607f.; Schilcher, FS Posch, S.579 (この区別を「圧倒的なドイツの理解」と評するが、Schilcher 自身はこの立場ではない)。

Canaris は、配分的正義と矯正的正義の違いは二つあるとされる。一つは、構造であり、二つは、平等原則の適用の仕方である。構造に関して、前者においては、市民への財の配分が問題となるため、市民と配分機関とが対置される。ここでの構造は、トップとしてのこの機関と、基礎における点としての市民からなる三角関係が問題となっており、この機関と市民は、上位・下位の関係に立つ。これに対して後者では、対等な市民と市民の関係が問題となっている<sup>(1195)</sup>。

平等原則の適用の仕方に関して。配分的正義においては、市民間で等しく財や責任が割りあてられるのではなく、上位・下位の構造に対応して、異なったものには、異なった割り当ての仕方がなされる。これに対して、対等の市民関係を対象とする矯正的正義では、形式的に対等に扱われる。ここで Aristoteles を引用して次のように述べる。すなわち彼は、「窃盗、不貞行為、毒盛、暗殺、偽証、自由のはく奪、誹謗」等を挙げ、「富者が、貧者から、何らかのものをだまし取るか、あるいは、貧者が富者から〔そうするか〕は何も変えない。……法律は、当事者を等しいものとして扱う」とする。

このように、上位・下位の構造を前提とする配分的正義と、対等の市民関係を前提とする矯正的正義について、Aristoteles は、それぞれ幾何学的理解と数学的理解と解していたが、こうした理解は誤解を生むため、近時の Aristoteles 研究に基づくと、前者においては、当事者その人の特別性が重要であるために、「人を考慮する正義」とし、後者においては、「交換の対象をなす一つまり、契約における履行と目的物の給付、許されざる行為における損害と賠償給付—財産だけであり、これに対して、当事者相互が調整されているのではない」ために、「人を考慮しない正義」とそれぞれ理解する<sup>(1196)</sup>。

---

Francesco Giglio, *The Foundations of Restitution for Wrongs*, 2007, S176.

(1195) Bedeutung, S.10

(1196) Bedeutung, S.10f., JBl1995, 15

## b 責任原理と正義の関係付け

有責性責任では、権力者であっても無能力者を犯してはならず、貧者であっても富者を犯してはならないというように、いかなるものも誰も犯してはならないということが不法の対象である。このことは、H. L. A. Hart が、明示的には Aristoteles と関連づけてはいないが、「すべての法主体は、交換的な形で、損害を惹起する特定の行為を犯すに違いない」として、道徳上説得力ある説明により矯正的正義の特徴を示し、この基準を、自然の不平等さを取り除くべきという、道徳的でかつ一定の意味において人工的な等置と関係づけている。また Hart は、故意と過失を等置し、後者においても、「被害者から何かを取り去られた」とすることで、その回復が問題となることから、有責性責任では矯正的正義が問題となっていることが明らかとなる。

これに対して危険責任では、自動車保有者、製造者、事業者というように、責任義務者その人において特定のメルクマールが問題となっており、また、被害者から左記のものは何かをとっていたものではなく、その回復が問題とならないことから、矯正的正義を危険責任にスライドさせることはできない。ここでは、*casum sentit dominus* 事変は所有者が負うの原則により、本来であれば被害者は損害を負ったままであるところ、この損害が、被害者から、加害者に転嫁されるべき場合もある。ここでは、配分的正義に基づいて、こうした損害転嫁が行われ、これは調整ではなく再分配(1197)がおこなわれているのである。

このように、有責性責任を矯正的正義の観点から、危険責任を配分的正義の観点からそれぞれ支えることから、Esser が、不法損害と不幸損害に分け、前者を有責性責任に、後者を危険責任にそれぞれ割りあてたことも、一貫して納得することができる。(1198)たしかに、危険責任でも、加害者と被害者の当事者関係をみればそこには上位・下位関係を欠くとも考えられ

(1197) JBl1995, 15f.; Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.607f.

(1198) JBl1995, 16; Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.607f.

る。しかし、不幸損害を再分配するのが、いわば三角形のトップとして立法者であることから、この構造に従っていると考えられる<sup>(1199)</sup>。さらに、「配分的正義と調整的正義の区別は困難であり、両正義範型相互に結びつくことはまれではなく、いやそれどころか、相互に分ちがたいほどまでに錯綜することは否定できない」というように、有責性責任でも配分的正義が、危険責任でも矯正的正義が問題となりえ、したがって正義に関するこの区別及びこの区別に基づく責任原理の正当化は説得力を欠くという反対意見も考えられる。たしかに2つの正義の区別は困難な場合があり、さらに、配分的正義の伝統的事例と危険責任は相当異なるため、より適切な第三のカテゴリーがあるならば、これを危険責任の説明のために援用することは躊躇されるべきではない。しかし、伝統的な法哲学の説明でも、「配分的正義は、責任（例えば損害填補）または利益は、そうした集団—例えば、技術的な道路交通へ関与するすべての者、あるいは、製造物の製造又は使用をおこなうすべての者—の中で、優位な原理に基づいて、配分されなければならない、この配分が、矯正的正義のルールに基づいて、つまり、契約ないし原状回復に基づいて生じない場合には、常に(!) 援用される<sup>(1200)</sup>」(エクスクラメーションマーク原文ママ)と述べるように、Aristotelesの理解は依然と変わらずに、支配的であると考えられる。このため、危険責任は、配分的正義に割り当てられる以外に道はないとする<sup>(1201)</sup>。

### c 有責性責任の法倫理上の優位性・尊厳 Dignität

Canaris は危険責任を配分的正義によって支えることを踏まえたうえで、有責性責任との関係を次のように述べる。すなわち、「危険責任は、有責な不法に対する責任と同様の『尊厳 Dignität』をもつものではない。つまり、[有責性責任では] すくなくとも客観的に、しかし通常において

(1199) JBl1995, 16; Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.608; Canaris, Bedeutung, S.14f.

(1200) Coing, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 4. Aufl., S.218が引用される。

(1201) Canaris, Bedeutung, S.14f.; Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.608, JBl1995, 16.

主観的にも加害者に帰責可能である誤った行為に対する損害賠償義務は、この賠償義務の基礎には無価値判断があるから、法倫理上 rechtsethisch の自明性を意味する一方で、法生活及び経済生活における許されたリスクの引受けは、通常、いやそれどころかしばしばまさに社会的に望ましい事象となっており、〔それにもかかわらず、この事象により損害が生じた場合に〕これに対して、この事象に損害賠償義務により制裁を与えることは、高められた正当化の必要性を生じさせるのである。<sup>(1202)</sup>

「以上を背景とすると、危険責任の類推という方法での拡充が、〔類推解釈の中で〕必要な類似性の解釈に関して、非常に大きな困難さを投げかけているということは、驚くべきことではない。」さらに、危険責任の最も特徴的な弱さを示しているのは、有責性責任よりも保護される法益の範囲が狭く、純粋財産損害も例外的に認められるにとどまることである。<sup>(1203)</sup> また財産損害も、製造物責任法だけでなく、ドイツの責任義務法及びオーストリアのライヒ責任義務法に基づいても、特別な制限に服することがある。「そうした堅固な制限が有責性責任の場合でも適切なものとなろうとは、誰も思わないであろう。」<sup>(1204)</sup>

---

(1202) JBI1995, 16. dazu auch ders., Lücke, S.95f. (ただし危険責任は配分的正義に基づくために、責任原理としての射程が狭いとすると、その理由付けは明確ではない); ders., Systemdenken, 54 (ここでは有責性責任の歴史的な意味の重要性も示していた。歴史的な観点からの有責性責任の重要性については、Kolb, Verschulden, S.5が「有責性原則は、法律学と同じように古いものである」という指摘に端的に表れている); Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.607f., und ders., VersR2005, 578f.; ders., Die Einstandspflicht des Gattungsschuldners und die Übernahme eines Beschaffungsrisikos nach §276 BGB In: Norm und Wirkung, Beiträge zum Privat- und Wirtschaftsrecht aus heutiger und historischer Perspektive, 2005, 179, 253 (「有責性原理の発展は、私法上の歴史が有するもっとも意味のある法倫理上のプレイクスルーのうちの一つを意味する。」として、歴史上の意味も説く)。

(1203) 純粋財産損害が危険責任では認められないことについては、Deutsch, VersR1971, 1でも述べられる。オーストリアの危険責任の特別法で純粋経済損害が認められていないことについては、後掲注1239参照。

(1204) JBI1995, 16.

### 第3目 正義論からのアプローチの検討

#### ①正義論について

##### a Esser のアプローチとの対比

Canaris は、2つの問いを検討する中で、正義論を踏まえ、有責性責任の危険責任に対する法倫理上の自明性・尊厳性を明らかにすることで、危険責任の自明性のなさ、尊厳性のなさ、弱さを明らかにする。

Canaris の正義論は、Esser の理解を踏襲するものであり、またドイツ法<sup>(1205)</sup>で伝統的な理解に従ったものとも考えられる。しかし、Esser 自身、正義論による正当化については、そこまでの意義を持たせていなかったと考えられる。すなわち、たしかに、Esser は、有責性責任と危険責任を分け、これに対応して二つの正義によりそれぞれ支えられることを明らかにしたが、Esser の危険責任論で重要なのは、それぞれの責任原理が有する秩序付け任務 *Ordnungsaufgabe* に基づいて損害賠償法を規律していくことであり、危険責任を有責性責任と並ぶ責任原理として積極的に位置付けることに一つの主眼があったと思われる<sup>(1206)</sup>。正義論も、有責性責任が矯正的正義により支えられるものであれば、危険責任が有責性責任と並ぶ責任原理と位置付けるため、正義論により支えられるものであることを明らかにする必要性があったと考えることもできよう。もっともこのことは、以下の Esser の指摘を踏まえると、正義論によるアプローチが内実を伴ったものではないといえる。すなわち、Esser は、配分的正義は、「純粹」、「からっぽ」で「形式的な思想」としており、正義論に積極的な意義を認めていない<sup>(1207)</sup>のである。ここからは、危険責任を有責性責任と並ぶ責任原理とす

(1205) Heinrich Henkel *Einführung in die Rechtsphilosophie*, 2. Aufl., 1977, 404f. また前掲注1194で挙げた Jansen の指摘及びそこで挙げた文献も参照。

(1206) Koziol/Apathy/Koch, *Haftpflicht III A10RdNr.2 S.372*は、Esser と Wilburg の研究以来、危険責任が、一般的責任原理として、「有責性責任と並んで第二の軸として、登場するということが広範に認められている」とする。

(1207) Esser, *Gefährdungshaftung*, S.80. ders., JZ1953, S.132 mit Fn.34でもその意義をあまり認めていない。



るための道具として正義論が援用されたと考えられる。そして Canaris とは異なり、Esser は矯正的正義と配分的正義の優位・劣位、また有責性責任と危険責任の優位・劣位も導き出してはいないのである。Esser のアプローチからすると、正義論が道具的に援用されており、ここから正義論が、有責性責任と危険責任の区別及び両責任原理の射程を積極的に正当化するものかという疑問が生じよう。しかしこれは、Esser が正義論の不法行為法における積極的意義に着目し、そこから危険責任の射程を明らかにするというアプローチをとっていないため、Canarisの方がよりこの点に配慮して、矯正的正義・配分的正義の優位・劣位を明らかにし、そこから両責任原理の関係性を明らかにしたとみることもできる。

そのうえで問題となるのは、Canaris も指摘するように、矯正的正義と配分的正義は重なり合う場合があるということであり、そうであれば、それぞれの正義により支えられる有責性責任と危険責任の優位・劣位や尊厳の問題に影響を与えるのではないか、そして正義論の観点は本当に両責任原理を考えるうえで解釈論においても意味を持つものなのか、ということである。

## b 不法行為法における正義論

### ①比較対象の限定

正義論そのものについては、活発に議論されており、正義の理解の仕方によって、Canaris の整理とは異なった結論も出てくるのが十分に考えられ、近時でも Jansen が正義論を整理し主張した結果責任の不法行為責任構想が目を引く。<sup>(1209)</sup>しかし、こうした正義論の展開を踏まえて検討するこ

---

(1208) ただし Jansen, ZEuP2003, 500によると、正義論に関してドイツではそこまで議論がないが、コモンローでは興味深い議論が高度に行われているとする。このことを裏付けるように、Izhak Englard, *Corrective and Distributive Justice: From Aristotle to Modern Times* S.186f. は、アリストテレスの正義論と不法行為法に関してアメリカでは1980年代以降活発に議論されるようになったとする。オーストリア法でも、損害賠償法に限りまた筆者が調べた限りであるが、そこまで正義論に依拠した議論が展開されていないと思われる。

とは、筆者の能力を超えるとともに、本稿の問題意識に照らしてもそぐわないものと思われる。<sup>(1210)</sup>そこで検討の対象を限定し、ドイツ法圏で不法行為法との関係で危険責任と関係する形で正義論と危険責任の関係付けに触れる F. Bydliniski, Weyers, Jansen の各学説を概観したうえで、Canaris のアプローチとの比較・検討をおこなう。

#### ②学説の概観

Canaris にも援用されているが、F. Bydliniski は、配分的正義が公法の問題であり、矯正的正義が私法の問題であるという見方に対して、「私法上の規範は、他のすべての規範と同じように、財、責任、リスク及び機会の分配も、第一に包含していることは自明のことである。私的な法的仲間間の調整は具体的には常に、この割当の基準に基づいて決定される。たとえば、損害賠償法の填補機能という中心的な意味が争われないならば、それだけ損害賠償義務のより詳細な要件及び程度は、責任要件及び責任範

---

(1209) しかし、Jansen の主張する結果責任的責務の考えは、現行法における有責性責任と危険責任とを統合したものであり、その検討の出発点は、社会生活上の義務が極めて厳格に解されることにあるが、現行法の解釈としての困難さから支持できないとする見解もみられる (vgl., Canaris, VersR2005, 578; Wagner-MünchKomm §823 RdNr.12; Wilhelmi, Risikoschutz, S.363-368.) が、これに対して、HKK-Schermaier, Vor §276, RdNr.17f. S.1042f. は、一方で民法上の帰責論の基盤を欠いておりこの点で改善点があり、また現行の実体法との不一致という大きな問題はあっても、有責性責任の原則性を歴史的な観点から相対化した点を評価する見解もある。こうした評価は、結果責任的責務構想が正義論の観点から構築されていることを含めておこなわれているわけではなく、法解釈論上の観点からおこなわれていることに留意されるべきであろう。

(1210) 田中成明『現代法理学』(有斐閣, 2011年) 321頁は、配分的正義の理解の変化が、矯正的正義の位置付けや内容決定に影響を与え、事故補償制度への理論上の影響を及ぼしていることを指摘する。過失責任と無過失責任について浅野有紀参照。伝統的な矯正的正義及び配分的正義の内容やその対象についても、理解の相違がみられる。こうした指摘からは、正義論の検討により、民事責任法を支える正義の理解も変わり、各責任原理の内実や意義・射程そして責任原理間の関係性の解釈への影響も考えられるところであるが、本文で示した事情から、本稿ではアプローチを限定して検討を進める。

困を規律する制定法上の『配分規範』だけから読み取ることができるのは疑いないところである。この点で、法的同胞の間の損害填補の原則的な必要性が、第一に、より詳細な規律を問題とするのである。…特に明らかに示されるのは、私法での調整的正義と配分的正義の要請は、しばしば結合し、また交錯している、ということである。」ここでは、不法行為法上の責任原理が取り上げられているわけではないが、この説明から、発生した損害を制定法上の損害賠償法に基づいて割当てるという構造からみて、有責性責任から危険責任かという区別に関係なく、損害賠償法全般で配分的正義が問題となることを示唆している<sup>(1211)</sup>。

また Weyers は、有責性責任と危険責任の両責任原理の帰責構造に照らして、正義論と次のように関係付ける<sup>(1212)</sup>。すなわち、有責性責任では、客観的に解釈されるにせよ、他者を非難可能な方法で不法に損害を加えた者はこの損害を填補することが、正義と解される。これに対して、危険責任では、「危険な事業を、圧倒的な社会的利益を理由に許される者は、そこから損害を被った者に対して、填補するということが正義と解される、と。ここでは、①填補の思想、②加害者に損害賠償責任を負うことで不利益が生じるという思想（しばしば「制裁思想」と表現される）、そして、最終的に、③まさに加害者は自らの財産から被害者に填補を給付するということは①と②の思想の結合により、責任賦課が正当化されるとし、「このことは、まさに、調整的・矯正的正義の原理の支配により特徴づけられる全体イメージであることが明らかである。」ここでは、両責任原理は、矯正的正義の観点から支えられることが明らかとなっている。また、配分的正義に関しても、危険責任は有責性責任と異なり立法計画にかなったリスク割当てをおこなっていると考えられていたが、有責性責任でも、社会生活上の義務の厳格化によりリスク割当てがおこなわれているとし、ここでも両責任原理で配分的正義が関係付けられることが明らかとされる。

(1211) F. Bydliniski Methodenlehre, S.357f., S.360.

(1212) Weyers, Unfallrecht, S.577f.

Weyers の理解は、損害の填補という機能では、危険責任も当事者間の問題としてこの機能を持つものであり、この点では有責性責任と変わらないことから、両責任原理が、矯正的正義に関係付けられること、そして、リスクの割当てについては、危険責任ではもちろん、有責性責任でも社会生活上の義務を介しておこなわれていると理解することから、ここでも両責任原理が配分的正義に関係付けられているのである。

Honsell は、Canaris の矯正的正義の理解は誤解があるという立場から、批判を加える。すなわち、矯正的正義は、対等の当事者間での偏り（損害）を是正すること、つまり私法上の不正義の回避を目指すものであり、当事者間の交換を問題とするものではないとする。そして、損害賠償法では、損害の填補が第一の目的に据えられ、損害の填補は有責性や不法に関係付けられるものではないとして、有責性責任だけでなく、危険責任も矯正的正義に服する。つまり、「全ての責任義務法は、矯正的正義……に属する」とする。たしかに危険責任でも特別法や裁判官による判断により損害の割当てが決められ、この点で上位・下位の関係が考慮されているとみられるが、Honsell は、当事者間の問題において、法的判断が裁判官によりおこなわれることは、現代同様に、アリストテレスの時代でも変わらず、むしろこのことは、矯正的正義の機能・手続きと理解している。このように、Honsell は、危険責任を矯正的正義により支えられるものとし、配分的正義との関係付けを明確に否定する。<sup>(1213)</sup> Honsell の構想は、矯正的正義・配分的正義そのものの理解が従来 of 学説とは異なっているがこれを別として、損害填補の機能が危険責任でも認められることから、この点では、Weyers の理解と同旨のものと考えられる。

---

(1213) Heinrich Honsell, *Iustitia distributiva-iustitia commutative*, In: FS Theo Mayer-Maly, 2002, 287ff. なお Honsell は、矯正的正義の考えが、Canaris は Aristoteles に由来するとするが、トマス・アクィナスに由来するものとして、Canaris の理解は歴史的にも間違っていると批判する。しかし、Canaris もこのことは理解しており、Honsell のこの点に関する批判は必ずしも適切ではないと思われる。

Jansen は、矯正的正義を当事者間での不法・有責からの回復ではなく、加害者に責任の負う理由がある場合には被害者から転嫁がなされるべきという観点から構成しなす。このため、適法行為による加害が問題となる危険責任でも、加害者それ自身の責任を負う理由があることから、矯正的正義の観点から支持されることになる。したがって、Esser のいうように、矯正的正義は有責性責任だけが対象となるのではなく、危険責任もその対象となる。しかしこれだけでは、被害者に発生した損害の転嫁を正当化するものであり、加害者は何に対して責任を負うものかを説明するものではない。そこで、損害を発生させたリスクが誰に割り当てられるべきかという配分的正義が重要となる。従来、危険責任がこの配分的な正義により支えられ、危険源の割り当てられた危険源保有者に危険責任が課されると理解されていたが、有責性責任もまた、社会生活上の義務の展開に示されるように、リスクの分配が問題となっている<sup>(1214)</sup>。このように、矯正的正義と配分的正義は、対立するものではなく、「配分的正義と矯正的正義の結合した構想だけが、責任法を適切に説明できるということが確立されるべきであり、〔Esser の主張する〕責任法の『複線性』が矯正的正義と配分的正義の対立を反映しているという命題は、否定されるべきである<sup>(1215)</sup>」とする。

Jansen は、結果責任的不法行為責任の構想を正当化するということもあって、両正義論の結合を必要とするが、矯正的正義の機能を損害の転嫁の正当化、配分的正義の機能をリスクの割当ての正当化とそれぞれ理解することで、両正義の補完関係を明らかにしている。この構想は、たしかに、有責性責任と危険責任二つの責任原理をまとめられることで、Esser や Canaris の理解する二つの正義も結合しなければならないとも考えられるが、ここでも、危険責任では、当事者の損害填補・転嫁が問題となる、つまり Jansen の理解する矯正的正義との関係付けが必要であることは明

(1214) Jansen, Struktur, S.87f. S.123f., S.127, S.129 S.135 und ders., ZeuP2003, 501f.

(1215) Jansen, Struktur, S.119.

らかであるといえよう。

### ③ 検討

それぞれの学説の理解する正義論それ自体が、Canaris のものと基本的に同様のもの (F. Bydliniski, Weyers) もあれば、異なるもの (Honsell, Jansen) もあるものの、いずれの見解にも共通するのは、危険責任は、矯正的正義と関係付けられるということである。矯正的正義それ自体の理解の相違を捨象しても、ここでその実質を見るならば、危険責任でも、有責性責任と同様に、当事者間の損害の填補が問題となっているということである。配分的正義も一伝統的な理解—にたっただうえで、特別法ないし類推解釈を通じ、特別な危険源の保有者に割当てられるということ、危険責任との関係付けられるべきであろうが、しかし、Weyers が考えるように、社会生活上の義務・交通安全義務の展開を踏まえると、その定義からも明らかなように、有責性責任でも配分的正義との関係付けが必要であろう。このように理解すると、いずれの責任原理で、いずれの正義が優勢かあるいは前提かということは考えられるが、しかし、両責任原理は、両正義で対応する部分でそれぞれの機能が支えられているとすれば、二つの正義論で分け、かつ有責性責任・矯正的正義の優位性をみるということは、正当化できないアプローチであろう。Canaris もまた、両正義の融合を指摘し、危険責任は必ずしも配分的正義に適合的なものではないとし、第三の正義のカテゴリーによる正当化の必要性を説く一方で、なおこの区別は意義を持つとしている。たしかに、矯正的正義のように道徳との関係付けがないとすれば、第三の正義のカテゴリーに支えられる危険責任も、配分的正義に支えられる場合と同じように考えることができるのかもしれない。しかし、すでにみたように、正義論を分けて、それぞれをそれぞれの責任原理で支えるというアプローチは適切ではないのである。またいずれの見解でも、正義論の優劣ということは、考慮に入れていなかったことも確認されるべきである。<sup>(1216)</sup>

これらの見解を概観することで明らかとなったことは、正義論は、矯正

的正義—有責性責任、配分的正義—危険責任という、単純化した形でモデル化できないのではないかという疑問を生じさせるとともに、責任原理を積極的に正当化し、またその射程を画する基準として機能しえないのではないかということである。正義論それ自体について、「これを手掛かりとして、直接に個々の法的问题又は個々の法的紛争を判断することができる規範ではな<sup>(1217)</sup>」いとされ、さらに近時の正義論の状況を踏まえて「調整的正義と配分的正義というアリストテレス—トマスアクィナスの正義論は、条件付けでのみ引き続き役立つ<sup>(1218)</sup>」として必ずしも積極的評価をおこなわない学説もみられる状況である。そうすると、決して矯正的正義の優位、配分的正義の劣位、それぞれの正義に対応するそれぞれの責任原理の優位・劣位、尊厳の高低は、およそ正当化できるものでも、説明できるものでもないといえよう。

(1216) Jansen は、矯正的正義を前提とするが、これは、配分的正義だけだとリスクが割り当てられるだけであるから、当事者を確定するために必要であるためであり、論理的な流れで、矯正的正義の優位性をみており、Canaris の理解とは異なる。

(1217) Heinrich Henkel Einführung in die Rechtsphilosophie, 2. Aufl., 1977, S.416; Gerhard Wagner, Books Review, JETL2011, 336, 339f. も、Koziol, Grundfragen への書評のなかで、Koziol が使用者の責任の正当化にあたり利益とリスクの一致の要素を挙げ、これを矯正的正義の観点から正当化することについて、「矯正的正義のような原則は、あまりに抽象的で、ハードケースの解決策のための法ルールを生み出す目的をもたらさないであろう」とする。

(1218) Gert Brüggemeier, Haftungsrecht Struktur, Prinzipien, Schutzbereich, 2006, S.1.; HKK — Schiemann §823 RdNr.3S.2715. これに対して、Jansen は、なお正義の観点が規範的な機能を持つことを認めて、正義論の観点から自身の結果責務アプローチの正当化を図っている。有責性責任と危険責任を一つの概念の中にまとめってしまうという結果責務それ自体の批判もあるが、2つの責任原理が統合されるならば、2つの正義が重なりあうのはむしろ必然とも考えられると同時に、一つにまとめられてしまったがゆえに、ここからは正義論が結局どのように機能しているのか、どのように実体法の解釈に影響を与えるのかかえってわかりづらくなっているとも思われるのである。



第4目 法倫理上の自明性・尊厳性のアプローチからの検討

①前提

Canaris は、有責性責任の法倫理上の自明性及び尊厳を持つこととの比較で、危険責任はこれに及ばず、これに基づいて、類推解釈の困難さ及び効果の限定を明らかにする。ここから、有責性責任と危険責任は、原則—例外の関係に立つといえる。こうした Canaris の理解に示される原則—例外関係は、「法律学の専門文献で大半の学者は、有責性責任と危険責任とは原則・例外の関係に立つ<sup>(1219)</sup>ということを出発点としている」とされるように、ドイツ法でも支持する見解がみられる<sup>(1220)</sup>一方で、この理解には疑義を呈する<sup>(1221)</sup>見解もみられる状況である。有責性責任が法倫理上自明のものである

(1219) Nabinger, Mikroorganismen, S.146

(1220) Zöllner, S.1360 mit Fn. 22. Canaris を引用するわけではないが、Kolb, Verschulden, S.5は、法律学と同じくらい古いものとして、歴史的な責任原理であることを示し、Mathias Rohe, Gründe und Grenzen deliktischer Haftung—die Ordnungsaufgaben des Deliktsrechts (einschließlich der Haftung ohne Verschulden) in rechtsvergleichender Betrachtung, AcP201 (2001), 117, 123は、「有責性原理が、不法行為上の責任の原則となって」おり、「この原理が世界を支配している」とし、ders., 148は、「有責性に左右されない責任は、例外のままでなければならない」とする。オーストリア法においても、Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG RdNr.11, S.441は、Canaris の論文を引用して「法倫理上の観点から、危殆化は、有責性責任と比べてより弱い責任根拠であるということが主張される」とする。また有責性責任と危険責任の同等性を主張する Koziol も、有責性責任の重要性は指摘する (Koziol, Haftpflicht I, RdNr.5/5, S.191. auch ders., Grundfrage n2010, RdNr.6/79, S.201)。

(1221) 立法論での指摘であるが Kötz, Gutachten, 1792f. も、危険責任の一般条項を構築するにあたり、危険責任を有責性責任と等しい価値を持つ責任原理として位置付ける必要性を解く。Joachim Schmidt-Salzer, Verschuldensprinzip, Verursachungsprinzip und Beweislastumkehr im Wandel der Zeitströmungen, In FS Erich Steffen, 1995, 431, 434f. は、有責性責任と危険責任の区別は「時代遅れ」とする。スイス法における改正案での説明であるが、有責性責任と危険責任の関係を原則—例外とみることに對して、Widmer/Wessener, S.136f. は、「実際には、これを正当化する必要性があるとは決して感じられず、かつまじめに問題としてまったくたてることができない公理であるといっても過言ではない」とする。dazu auch von Bar, Gemeineseuropa II, RdNr.306, S.333 mit Fn.5 (Jansen, ZEuP2001, 43は、

り、尊厳を持つという評価は、社会生活上の義務・交通安全義務の展開をどのように評価するにも関わらずドイツ法を見ても理解はさまざまである<sup>(1222)</sup>一が、これは責任原理間の関係性を考える好個の素材であるから、有責性責任それ自体の法倫理上の自明性・尊厳性については、比較法のまとめで

---

von Bar が、危険責任の道徳的な評価の低さ、財産損害の消極さ、責任限度額の肯定、危険責任の類推解釈の否定に対して、否定的であることを明らかにする。)。Jansen, Grundstruktur, S.18f. は、Kötz, Schmidt-Salzer, Widmer/Wessener, von Bar の見解を引用しつつ、法倫理上の自明性に基づく、原則例外関係にとらえる理解を「誤り」とし、自身の結果責任的理解に基づき、有責性責任も危険責任も同じ正義衡量に基づくものとする。

- (1222) 社会生活上の義務・交通安全義務の展開を受けて、有責性責任を義務違反を介したリスク分配機能を持つものと理解するならば、Canaris のような許されざる加害ないし不法な損害につき、そうした加害・損害を加えた加害者は被害者に対して損害賠償責任を負うという法倫理上の自明性は、客観的過失理解をとることで、法倫理上の自明性や尊厳が過失から失われるとする Koziol の理解を前にすると後退するものとも思われる。つまり、有責性責任が法倫理上の自明性をもつのは、加害行為者の意思の欠缺に対する非難という主観的な過失理解を前提とするものとも理解でき、そうであれば客観的な過失理解を前提とする Canaris の理解に基づく有責性責任の法倫理上の自明性や尊厳の問題、その前提から問われるべきと考えられるのである。しかしその一方で、ドイツ法での過失理解において、過失を客観的に理解するとしても、それでもなお内的注意・外的注意を分け、客観的な過失理解をとりつつも、主観的要素を残す見解も有力に主張されていることや、客観的な過失理解を、信頼の観点から正当化するアプローチをとることにより、主観的要素の後退をこの点で補っていると理解する見解も表れている。また、Esser, Gefährdungshaftung, Vorbemerkung VI, und ders., JZ1953, 130や von Caemmerer, RabelsZ42, 15f. の主張に明らかなように、またオーストリアでも指摘されることであるが (Schwimann/Kodek-Erika Wagner Vor§§1293 RdNr.16, S.28)、社会生活上の義務の過剰な水準での厳格さが指摘される一方で、ドイツでは、実際のところそこまでの厳格さは求められていないとする見解 (Wagner-MünchKomm Vor§§823 RdNr.28) もみられるところであり、後者の指摘を踏まえれば、必ずしもリスク分配としての機能を有責性責任は十分に果たすものではないとも考えられるのである。こうした学説状況を前にすると、危険責任との関係は別にして、有責性責任それ自体に焦点を当てて、検討する必要がある。法倫理上の自明性の高低を論じるためには有責性責任も合わせて考慮する必要があるが、危険責任それ自体がこの法倫理上の自明を持つかは、また別の問題であることから、以下では、このことに焦点を当てて検討をおこなう。

検討することとし、ここではオーストリア法における危険責任論の展開に照らして、危険責任が、Canarisの指摘するように法倫理上の自明性・尊厳性が低いものか、またそのことで展開可能性や効果が抑制的に解されるかを検討する。

② 塙法の危険責任論の展開を踏まえた批判的検討

a 成立レベルでの検討——「特別な危険」の判断根拠としての安定性・実践性

Canarisは、有責性責任の法倫理上の自明性を、許されざる行為に対する無価値判断に求めていると考えられるが、これとの比較で、危険責任で損害賠償責任の賦課について、より高度の正当化が求められるとするのは、損害が許された危険から生じるため、これに対して無価値判断ができず、しかし、損害賠償責任を課すことについてはより正当化が必要と考えていると思われる。

たしかに、危険責任が、特別な危険の実現による損害を保有者に帰責するものであるから、ここでは、違法性・有責性を欠くために、法倫理的・道徳的非難が後退すると理解できるが、このこととともに、Canarisの見解の要点は、Canarisが危険責任の法倫理上の自明性の低さを指摘したのちに、危険責任の類推解釈の困難さをも指摘することから、許された危険の実現の帰責に関して、特別法によらずに、それがどの場合に危険責任として帰責されるのか不明確ではないかという自明性の欠如・不十分さに対する疑問として、組み替えることができるのではないか。

この疑問に対しては、従来から次のような応接がなされてきた。すなわち、Kötzは、危険責任は、特別な危険減の保有者に、その危険源から生じた損害について、その者の有責性の有無に関係なく帰責するものであり、その一方で有責性責任において社会生活上の義務が展開することで、具体的な状況下において要求可能な水準を求める義務違反を介する構成で行為義務違反の結果を割り当てており、「2つの責任形態は、損害を惹起する行為の個々人の非難可能性に左右されることなしで、加害者が、一過

失責任におけるように一特定の、社会生活において一般的に要求される行為水準を順守せず、かつこのことで、事故を惹起したから、あるいはもしくは、一危険責任におけるように一事故において、特別な、加害者によって惹起された事故危険が実現したから、というどちらかの理由によって、加害者に賠償義務があること判断するリスク責任である。たしかに、答責性が依拠する根拠は、過失責任と、危険責任では異なる。しかし、その根拠は、危険責任において、危険責任が、賠償義務者に、具体的な事例において過失が立証されうるかどうかということに照準を合わせていないから、あまり尊厳がないのでは<sup>(1223)</sup>としており、リスク割り当てという機能の面から、両責任の同等性・同価値性を説き、危険責任の例外的性格を打破しようとする。危険責任における慰謝料の問題を検討した Johannes Köndigen は、Kötz が指摘する危険責任が尊厳を持たないのではないという見解を引用して、「危険責任は、まさに厳格な有責性責任ではなく、最上の独自性を持ちかつ今日十分に説得力をも有する帰責根拠である。特別な危険に基づく損害に対する責任は、『より少ない威厳 Dignität』を持つものではない<sup>(1224)</sup>」と述べる。危険責任が有責性責任と同等性・同価値性を持つというアプローチを採ることで、慰謝料及び責任限度額の問題を克服することも考慮している<sup>(1225)</sup>。しかし一社会生活上の義務・交通安全義務の展開

(1223) Kötz, Gutachten, 1792f. Dazu auch ders., Zur Reform der Schmerzensgeldhaftung, FS von Caemmerer, 1978, 389, 398. 尊厳がないのではないということについては、すでに、ders., Gefährdungshaftung, S.39

(1224) Johannes Köndigen, Haftpflichtfunktionen und Immaterialschaden, 1976, S.35f. Kötz, Gefährdungshaftung, S.39を引用するが、Köndigen のこの見解は再度 Kötz, Gutachten, 1793 mit Fn.17で引用される。

(1225) Kötz, Gefährdungshaftung, S.35ff., ders., Gutachten, S.1825ff.; Köndigen, a.a.O (Fn.1224), S.47ff. オーストリア法では、危険責任においても ABGB1325条に基づいて慰謝料請求が認められる一方で、各特別法の賠償限度額の制限を受ける (vgl., Koziol, Haftpflicht I, RdNr.6/22, S.225; Ernst Karner Der Ersatz ideeller Schäden bei Körperverletzung, 1999, S.5, S.27.) Schwimann-E. Wagner §1325ABGB, RdNr.69, S.704は、危険責任でも慰謝料が認められることを示したうえで、「他の法秩序で慰謝料請求を場合によっては排除するに至る根拠は今日では

を踏まえて有責性責任をどのように理解するかは、後述の検討に回すが一、Kötzの指摘は、有責性責任がリスク配分機能を持つことから、それと同じ処理・判断機能を危険責任が持つと述べるだけであり、なぜ危険責任においてそうしたことが可能かということまでは、「特別な危険」に触れていることから、責任原理としての根拠付けが明確になっているということがあるかもしれないが、それ以上踏み込んで述べていない。Köndigenも、いかなる理由で危険責任が、「最上の独自性を持ちかつ今日十分に説得力をも有する帰責根拠」であるかは、Kötzを引用する以上になされているわけではない。このように危険責任の有責性責任との機能面・問題処理の面での同等性・等価値性を説くとしても、その積極的な理由付けがなされているわけではなく、またその自明性も必ずしも明らかではない。Canarisの採用する—そしてドイツ法で根強い—原則—例外性の立場<sup>(1226)</sup>に対しては批判としては弱いと考えられる。

以上から示唆されるのは、危険責任の法実践性を支える判断根拠の明確化や実体化であると考えられる。このことは、—すでに検討したこととも相当程度重なるが—オーストリア法の危険責任論の展開を踏まえると次のように考えることができる。すなわち、まず危険責任は、「特別な危険」を規律対象とする責任原理であることが明らかである。つまり、「特別な危険」にあたる危険源について、例えば自動車、航空機、原子力施設、導

---

時代遅れ」とし、ドイツでは2002年の損害賠償法改正により、責任根拠に関係なく慰謝料が認められることとなったが、オーストリア法はこの改正をすでに実現していたとする。von Bar, *Gemeineseuropa* II S.393-395は、ヨーロッパ諸国での非財産的損害の賠償の根拠付けは、さまざまであるが、この賠償を認めることは、「共通ヨーロッパの法」であるとし、ドイツでもこの原理に対しては鍵はかけられていないとする。

(1226) Ulrich Bälz, *Ersatz oder Ausgleich?*, JZ 1992, 57は、Kötz及びKöndigenの見解を引用して、「危険責任は、有責性責任と並ぶ『説得力がある責任根拠』を基礎におくということは、それ自体では何を述べるものでもない。この帰責原理が内容に関して、そこに〔何が〕あるのかが明らかになって初めて決定的なものとなる」とする。

管等各種の特別法により明らかになっている。<sup>(1227)</sup>さらに「特別な危険」は、単に立法を支えるだけでなく、危険責任の法実践を支える判断の根拠として機能しうる。すなわち、「特別な危険」の定義は、「第三者の法益を高度に危殆化し、通常かつ一般的な性状において問題となる危険性を有すること」とされ、その判断基準として、リスクの支配（不）可能性に基づく損害発生の高度の蓋然性及び損害額の異常な大きさが挙げられる。判断基準の考慮要素で挙げられるリスクの支配（不）可能性は、これを示したSZ46/36判決からも明らかのように、具体的なレベルでの回避措置等を問題とすることから、この要素を考慮することで、危険責任は、過失責任とは違う、独立した責任原理であることが明確になると考えられる。そして「特別な危険」の具体的な判断に当たっては、その定義に基づいて抽象的に判断されるのではなく、またアドホックになされるのではなく、一先例があれば先例に従うが—具体的な判断方法の場面でも、当該危険源と危険責任の特別法に服する危険源との比較において、対応する危険性ごとに分解して危険性を判断していくという危険性の質 *Gefahrenqualität* を意識した判断をおこなう判例が重要である。<sup>(1228)</sup>しかし他方で、特別法に規律される危険源で比較可能なものがないとしても、危険責任の類推解釈をすぐに否定するのではなく、判断基準に照らして慎重に判断をおこなうものもみられる。<sup>(1229)</sup>このように、「特別な危険」は、定義、判断基準が明確にされ、また具体的な判断において、きめ細やかにかつ安定に判断がおこなわれることで、危険責任は、法実践の場面でも緩やかではあるが、安定した法発展をおこなう責任原理となっていくと考えられる。この点では、危険責任では危険性の類似性の判断が難しく類推に消極的な *Canaris* の指摘

(1227) 各特別法の概要については、前田（太）『多元性（7）』186-188頁に挙げる表も参照。

(1228) この判断方法については、ZVR1999/51判決参照。（同判決及びこの点につき前田（太）『多元性（7）』165-184頁）またこの具体的な判断方法について、私法81号掲載予定の論文も参照。

(1229) SZ46/36判決。前掲注1228に挙げる拙稿も参照。

は当たらないといえよう。<sup>(1230)</sup>

さらにこうした法実践の場面における危険責任の展開可能性は、「本質的に、特別な危険源の保有者は、リスクが実現する場合において発生する不利益に対して自身の有責性に関係なく責任を負わなければならない」という一般思想が明確にされることによっても支えられ、この基本思想それ自体は学説上認められているところである。<sup>(1231)</sup>

オーストリア法はその展開の中で学説と法実務が協働して、「特別な危険」の定義、基準、具体的な判断方法、また危険責任それ自体を支える基本思想を明らかにすることでの展開により、危険責任は、「特別な危険」に該当する危険源の保有者に、その危険源から損害が実現した場合に、その損害を割り当てるという独自の責任原理であることが明らかとなり、またこれと同時に、立法だけでなく実際の問題の解決においても機能しうる法実践性を持つ責任原理であることも明らかとなる。このことから、危険責任は、たとえ特別法に規律されていないとしても、「特別な危険」の実現<sup>(1232)</sup>に対処する責任原理として、その自明性及び尊厳を持つものといえよう。<sup>(1233)</sup>

(1230) Staudinger-Hager Vorbemerkung zu §§823ff. RdNr.29 S.24f. が、「学説が提案する…全体類推 Gesamtanalogie という方法は、もちろん実際には、危険の概念が、それだけでは類推帰結を正当化することができないために、あまり一貫性を持たないということになってしまう。」と批判することも、「特別な危険」を危険責任の判断根拠として展開させたオーストリア法の展開を踏まえると当てはまらないといえよう。Hager と同旨の批判について前田 (太) 『多元性 (7)』170-173頁も参照。

(1231) 前掲注848に挙げた Koziol の諸論文参照。また類推解釈の大きな展開に批判的な立場であっても、この基本思想それ自体は支持される。vgl., Rummel-Reischauer, §1306RdNr.2, S.730; Schwimann/Kodek-E. Wagner, Vor§§1295RdNr.13, S.25

(1232) Stephan Meder, Risiko als Kriterium der Schadensverteilung, JZ1993, 539, 543, 545は、危険責任の法倫理上の根拠を、許された危険による活動をおこなうという自身の行為領域の拡張及びそうした活動を行うことで生じる損害の填補、このことの対価にあたることにみだしている。Stürner, VersR1984, 300は、一方で、古典的な意味での有責性責任には、刑法と接近して倫理的な責任非難が問題となる



## b 効果レベルでの検討

このことと関係して、法倫理上の自明性・尊厳が、危険責任は有責性責任と比べて弱いことから、責任の成立のレベルだけでなく、効果のレベルでもこれに対応して制限されることが、Canaris も保護法益や純粹財産損害の制限、物損における賠償額の制限を例として示すように、明らかとなっている。オーストリア法でも、Canaris の指摘を支持し、たとえばEKHG の起草者も、一もちろん Canaris の理解を引用するわけではないが同様の考慮に基づいて一有責性の優位性を考慮して、賠償額の限定(EKHG15条・16条)や、多数当事者が事故に関与した場合において帰責事由の段階付けに基づいて決定される(同11条)<sup>(1234)</sup>とされる。このことは、重

---

のに対して、他方で、リスクに対する責任では「一人、配分的な正義の命令、つまり責任分配の意味における社会倫理の命令」としており、ここでも倫理的な観点からの正当化が図られている。しかしこれらの(法)倫理という言葉は、Canaris が無価値判断を考慮した法倫理と同じ用法とは考えられず、むしろ、本稿で最初に立てた Canaris のこの場合での、いつ危険責任が賦課される危険が生じていると判断するかという危険責任の自明性への問いに対応するため、本文では単に自明性という言葉を使った。

(1233) Spitzer, Fs Fenyves, S.332mit Fn.5は、法倫理上の自明性を有責性責任にだけ認めることは「一貫して問題のあるものと思われる」として、「軽過失による加害に対する責任を非常に危険な物の稼働と並列に置く者は、危険責任を論拠をもって根拠付けることに苦勞することはほとんどない」として、危険責任を「等しく正当化される帰責事由」(責任原理)とする Kötz の立場に賛成する。なお Canaris は、Hart の説明を自説の強化のために援用する(H. L. A. Hart, Der Begriff des Rechts, 1973, S.227)。しかし、そこで引用される Hart の説明は、たしかに、矯正的正義が道徳に対応するものであるのに対して、配分的正義は、道徳に対応しないが、特別に認められたものという趣旨で論じており、道徳に基づくか否かということは明らかであるものの、Hart のこの説明から、道徳に支えられる矯正的正義が優位であるということを経験として導きだすことまではできないと思われる。

(1234) Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG, Vorbemerkung, RdNr.11 S.441.; Schauer/Kodek-Schauer EKHG§12-14 RdNr.1 S.588に基づく、EKHG では、基本的にEKHG12条-14条の損害賠償の対象に関する規定は、ABGB1325条-1327条の規定と内容上本質的に対応しており、後者を前者はパラフレーズしたものであり、一部はABGB1325条-1327条の支配的理解に対応したものが、EKHG12条-14条の規定で定められているとする。しかし、認められる損害項目がすべて ABGB

要な危険責任の特別法である EKHG の責任の性質に関しても、判例において「EKHG に基づく責任は、ABGB1295条以下に基づく責任に対して、<sup>(1235)</sup> aliud ではなく、minus である」と指摘され、また、例えば、責任限度額は、「危険責任の典型的なメルクマール」とする見解も<sup>(1236)</sup>みられる。有責性責任と危険責任とのこうした効果の相違が、危険責任の全体類推の妨げとなってきたことが考えられる。<sup>(1237)</sup>

の損害賠償法と同じかという点、そうではなく、EKHG では、危険責任では損害の種類を限定するという原則に基づいて、責任限度額の設定および慰謝料の否定 (BGBl1968/1969で改正され、慰謝料も認められる) と並んで、財産的損害のうち得べかりし利益 (逸失利益) の賠償は認められず、積極的損害のみが賠償されると立法理由で述べられていた (RV470, S.12; Apathy, EKHG§ 1 RdNr.4, S.3f.; Rummel-Reischauer§1324RdNr.9, S.261f.; Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A 2 RdNr.97, S.146. 1964年の AtomHG 及び PHG (RV272, S.8: Schwimann/Kodek-Posch/Terliza, PHG§ 1 RdNr.3, S.665) でも同様の制限がみられるとする)。これに対して、損害の頻度または発生する損害額の大きさゆえに、相当の危険性が認められる場合には、得べかりし利益の賠償も認められるべきとする見解 (Koziol, Haftpflicht I RdNr.10/9 f. S.310f. (ただし自動車の場合は相対的に危険が小さいため、EKHG 9 条 2 項の異常な危険が実現するときのみ、得べかりし利益の賠償が認められるとする); Schwimann/Kodek-Harrer-E. Wagner§1324RdNr.1a, S.675は、危険責任の特別法に基づいて判断する立場をとり、傾向として得べかりし利益の賠償が認められているとし、Koziol の見解に対し適切な論拠と評価する。) もみられた (KBB-Karner§1324RdNr.2, S.1677f. は、Koziol の見解に対して、歴史的な立法者の意図に反すると批判する)。しかし実際のところ、判例は、積極的損害の賠償を、拡張して解釈しているとされ、学説上の対立は意味を持たないとされる (Schauer/Neumayr-Neumayer, EKHG§14RdNr.1, S.2079; なお PHG に関して積極的損害のみが賠償の対象となることについて、Koziol, Haftpflicht I RdNr.10/11は、リスクの社会化や信頼の保護の観点から反対する)。そこで、以下の検討も損害の種類については特に細分化せず、マクロな視点から責任限度額と危険責任の関係性を考えていきたい。

(1235) ZVR1999/36判決 (2 Ob57/98s); 近時のものとして、OGH 判決 (2 Ob89/11v 2011年9月6日)、OGH 判決 (2 Ob252/12s 2013年4月4日); RS0038123; Apathy, EKHG§1, RdNr.3, S.3; Schwimann/Kodek — Schauer, EKHG Vorbemerkung, RdNr.11, S.441; Schwimann/Neumayr-Neumayer, EKHG RdNr.3, S.2045.

(1236) Schwimann-Schauer, EKHG§15, 16 RdNr.1, S.597. すでに、Edlbacher, ÖJZ1959, 317が、責任限度額は、「危険責任の外的特徴づけの一つ」と評していた。

以上のことについて、次のように反論することもできる。すなわち、純粹経済損失が認められていないことについて、危険責任は、その特別法においても、多くが生命、身体、健康等の人身に関わる法益に救済を限定しており、純粹経済損害の賠償を排除する特別法が多くみられる<sup>(1238)</sup>。また有責性責任も、社会生活上の義務及び交通安全義務の展開が示すように、これら法益の救済に資するものである一方で、ドイツ法及びオーストリア法は有責性責任の枠組みでも純粹財産損害の救済に対しては慎重であることか<sup>(1239)</sup>ら、この点で危険責任と有責性責任の差は相対的であり、このことは、危

(1237) von Caemmerer, Reform, 15f. は、危険責任が多様な視点により支えられることを明らかにすると同時に、危険責任の効果、責任限度額、責任排除・制限事由が個々の特別法で異なることは、歴史的な偶然性に基づくものであり、このことは「ドイツの判例が、制定法上規律される危険責任の個々の事例を、類推という方法で超え出ることをこれまで妨げてきた」とする。立法論との関係であるが、Hans G. Leser, Delikts- und Gefährdungshaftung, AcP183, 568, 599は、責任限度額の廃止と危険責任の一般条項化を明確に関連付けており、裏を返せば、個々の危険責任特別法の責任限度額があることが、一般性への障害となっていることを示唆しており、このことは現行法の解釈においても、個々の危険責任の特別法上の責任限度額が全体類推の障害となっていると敷衍することもできよう。

(1238) たとえばEKHG (Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A 2 RdNr.22, S.48; Schauer/Neumayr-Neumayr, EKHG§14RdNr.1, S.2079)、LFG (ders., A 9 RdNr. 63, S.332)、AtomHG (ders., A 8 RdNr.54, S.277) PHG (ders., B RdNr. 105, S.442; Schwimann/Kodek-Posch/Terliza, PHG§ 1 RdNr.3, S.665) は、基本書で純粹財産損害が認められないとされるが、EKHGの規定を準用または類似の規定を持つRohrlG, GWG, BergG, RHPfG, MinroGも、純粹経済損害の賠償を認めないと考えられよう。

(1239) Canaris は、純粹経済損害の賠償は、BGB823条 1項では根拠づけられないとし、その代りに、保護法益の制限のないBGB831条に基づいて同損失の賠償の可能性を探る (Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.477f. C. W. Canaris, Schutzgesetze-Verkehrspflichten-Schutzpflichten, In; FS Karl Larenz zum 80. Geburtstag, 1983, 27, 81ff.). Koziol, Haftpflicht I RdNr.4/36は、純粹経済損害の賠償はオーストリア法でも低いものであるとするが、ders., Grundfragen2014, RdNr.8/53, S.776も、「純粹財産損害は、BGB823条 1項により、全く包摂されない。ドイツの法学者は、このことはあまりに制限的過ぎるという見解であり、BGB826条を、適用領域を拡張することで、援用した。」として、BGBの基本構成要件での純粹財産損害の保護

除責任の責任原理としての弱さではない。

また Canaris の見解にあるとおり、有責性責任との関係で危険責任の劣位におかれるものと理解される結果として、物損の賠償額が限定されることを例とするが、ここでの問題は重要な法益である生命や身体、健康が害され人損が発生したとしても、責任限度額 Haftungshöhebegrenzung に服し、危険責任ではこれらの法益の救済でさえ限定的なものとなってしまう、だから有責性責任よりも劣位に置かれる、という問題と捉えなおすこともできよう。そこで、上記問題が Canaris のアプローチの帰結として大きな意味を占めるものと考えられるため、視点をややマクロに設定して、危険責任と責任限度額との関係性の問題として検討していく。このことに関しても、たしかに Koziol も大きな解決の問題点として意識しており、またこれに対する批判的立場も、類推解釈の障害としているが、いずれにしても賠償額が制限されることで、救済が限定されうるとも考えられる。<sup>(1240)</sup>

---

の狭さを指摘する。これに対してオーストリア法をみると、Helmut Koziol, Schadenersatz für reine Vermögensschaden, JBl2004, 273は、純粋財産損害、保護法規違反や良俗違反の場合にだけ認められるのは狭すぎるとして、誤情報の提供や相手方の誤認を知ってした行為について、不法行為により純粋財産損害の賠償が認められるとし、ders., 200JahreABGB, 472では、オーストリア法は、ABGBの規定を柔軟に適用することで、ドイツ法よりも広く純粋財産損害の賠償を認めているとする。しかし、Karner/Koziol, Mangelfolgeschaden, S.49f. は、製造物責任において、PHG 制定以前のオーストリア法は、第三者のための保護効を持つ契約構成が中心であったが、現在においてもこの構成をとる意味について、PHG では、純粋経済損害は賠償されず、不法行為構成でも限界があることを理由として挙げている。Koziol, Grundfragen2014, Rdnr. 8/228, S.860は、原則としてオーストリア法では、純粋財産損害の保護が認められていないことを指摘する。ここから、オーストリア法でも不法行為責任（有責性責任）でも純粋財産損害の賠償に一定の限界があることが明らかである。

(1240) EKHG に関して、Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG§§15, 16 RdNr.4 S.598 は、被害者が多数の事故では、第2の上限として、全体として、個々の被害者の限度額の3倍までの賠償額まで上限が引き上げられるが、それでも被害者の救済には欠ける可能性があることを指摘する。dazu auch Koziol, Haftpflicht I, RdNr.6/24 S.227; Margareth Prisching, Immaterieller Schadenersatz in Österreich und den USA von Kaprun, 2002, S.35. 但し後掲注1257に挙げるように、実際にそこまでの

危険責任の特別法において賠償額制限がなされているのは、ローマ法でもみられるところであり、歴史的にも古いものであるが、さらに Esser によると、保険によりリスクを計算可能なものにする<sup>(1241)</sup>ことと、このことにより加害者に経済上破滅的な負担を負わせない<sup>(1242)</sup>ことにあるとされる。こうした Esser の理解は、責任原理としての危険責任に内在的に責任制限があるというよりも、保険制度上の制約や、これと密接に関係する過剰な負担を負うことによる加害者への配慮がなされており、危険責任はこれと密接に関係するとしても、責任限度額の制限は「萌芽的な産業の促進に資する」<sup>(1243)</sup>ものと指摘されるように、外在的な要因により、責任限度額が設けられていると考えることもできる。これに対して、Larenz は、責任限度額は、Esser の指摘する上記意義があることに賛成しつつ、さらに、「責任限度額〔を設定すること〕が危険責任に置かれるリスク帰責を、はじめて経済的に支持可能なものとして、かつこのことで要求可能なものとする」と<sup>(1244)</sup>説いており、特別な危険源の保有者にリスクを割り当てる責任原理としての機能を持つ危険責任に、賠償限度額の考え方は、密接に結びつくことを示し、ここからは賠償限度額を危険責任の内在的な理由付けとして位置付けていると考えられるのである。つまり、責任限度額は、危険責任の「本質的要素」<sup>(1245)</sup>と考えられるのである。オーストリア法の EKHG の立法理由に

---

損害額に達した事例はほとんどないようである。

(1241) von Bar, *Gemeinesuropäer II* RdNr.310 S.337は Noxal 責任の体系では、奴隷や家畜の価値に制限が課されていたとする； dazu auch Esser, „Gefährdungshaftung“, S.107 und Dietz, *Risiken*, S.203.

(1242) Esser, *Gefährdungshaftung*, S.107. Gerd Rinck, *Gefährdungshaftung*, 1959, S.24f. も、Esser のこの見解を受けて、ほぼそのまま危険責任の責任限度額の意義の説明をおこなう。EKHG との関係で、Ent, ZVR1962, 367f. も同旨を説く。

(1243) Dietz, *Risiken*, S.204. これは、Esser が責任限度額を破滅的な負担への配慮と解することへの評価である。

(1244) Larenz, *VersR*1963, 599. ders., *Schuldrecht II*, S.701

(1245) Will, *Quelle*, S. 305は、自身の見解ではないが、ドイツ法における責任限度額の理解をこのように表現していた。Kötz, *Gutachten*, S.1825. も、この Will の説明を引用する。さらに、Will はここで、RGZ147, 353判決も引用しており、そこで

も、有責性も違法性も問われずに自動車保有者が厳格な責任を負わされることの均衡という説明<sup>(1246)</sup>がなされていることから、責任限度額の設定は危険責任という責任原理の内在的要請から基礎づけられるものと捉えることができる。

しかし、上記の責任限度額の考え方は、以下に示す点で、批判を受け、理論的に正当化されないものである。すなわち、歴史的な経緯、付保可能性との関係性、有責性責任による補完の問題、責任限度額設定の立法上の難しさ、実体的な根拠付けによる正当化の困難さが挙げられる。順にみて

---

は、ドイツのその当時の自動車責任義務法は賠償額制限を受けることを明らかにされているが、Will は、この判決を引用して、責任限度額の考えは、ドイツのものであり、危険責任の類推解釈が認められるオーストリアではこの考えは採られていなかったことを明らかにする。しかし、オーストリアでも、EKHG の立法理由(後掲注1246)及び学者(後掲注1273で挙げる Hannak や、前掲注1242で挙げる Ent の見解)においてこうした理解がみられ、ドイツ法の影響がうかがえる。

(1246) RV470, S.13. dazu auch Hannak, gefährliche Kraft, S.65 und S.66 mit Fn.221. EKHG の責任限度額は制定以降7回の改正により引き上げられているが(Schwimann-Kodek-Schauer, EKHG Vorbemerkung RdNr.7 S.439)、この考えが基本的に維持されている。すなわち、EKHG の責任限度額の改正において、RV 898, S.52では、一方で「[責任限度]額に関して、無制限の保有者責任を草案は意図していない。たしかに、トレンドは一製造物責任法の例が示すように一危険責任において、[責任限度]額に関して無制限の責任へと至っている。法律学でも危険責任の領域で無制限の責任ということを印象づける説明がおこなわれている」として留保をみせるものの、他方で「しかし、交通責任義務法では、そうした有責性に左右されずかつ額に関して制限されない責任は、現在の時点では、交通、社会そして経済政策上望ましくない結果に至るであろう。特に額に関して無制限の保険は、変わらずに所与のものではないのである。一般的に無制限で、しかしここに制限可能な責任の導入(例えばオーストリアの損害賠償法[1310条]でも周知の「支持能力原理」)は、責任義務法の一般的な改正に留保されなければならない。」としており、責任限度額に対する批判にも配慮しているが、影響の大きさから損害賠償法全般の改正がなされるまで留保されているのである。後掲注1275で示す、Will, Stoll 及び Brüggemeier は、責任限度額が危険責任の構成要素や重要なものとなっているという理解を批判するが、逆にいうとこうした批判からは、両者が密接で内在的な関係性を持つという理解がドイツ法及びオーストリア法で共有されていたということの証左ともいえよう。

いこう。

①歴史的な経緯について。危険責任での責任限度額の考え方は、「オーストリア法にとってはもともと異物である」<sup>(1247)</sup>とされるように、オーストリアでは、1940年のドイツの統一との関係で、この考え方が流入しそれが戦後の危険責任の特別法に影響を与えたが、もともとオーストリアの自動車責任義務法や鉄道責任義務法ではこの制限を知らなかったとされ、歴史的な経緯による<sup>(1248)</sup>ことが明らかにされている。

②責任限度額と付保可能性の関係性について。まず他国の法状況をみると保険制度との関係で、危険責任は付保可能性を確保するために、賠償限度額の重要性がドイツ法・オーストリア法では説かれる<sup>(1249)</sup>。しかしこれに対

(1247) Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III, RdNr.105 S.155.

(1248) オーストリア法は、自動車及び鉄道の各危険責任の特別法制定時には、賠償額の制限を知らなかったが、ドイツとの統合によって、1940年にドイツの自賠法が導入されたことで責任限度額の考えが流入し (Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/24 S.226. auch Will, S.305)、戦後に制定されたEKHG及び学説にも採用されている (前掲注1246の立法理由参照)。一方で、すでにドイツ法では、1909年の自動車責任法やその後の立法でも採用されており (vgl., von Caemmerer, *RebelsZ*42, 14f.; Kötz, *Gutachten*, S.1825f.; Will, *Quelle*, 305f.; Pelzer, *Atomrecht*, S.34; Dietz, *Risiken*, S.203)、Esserは危険責任を複線性のもう一つの核とするなかで、保険制度との関係や歴史的な経緯から、賠償額は限定されるべきとしていた (ders., *Gefährdungshaftung*, S.106f.)。

(1249) Esser, *Gefährdungshaftung*, S.106; Gerd Rinck, *Gefährdungshaftung*, 1959, S.24f. Larenz/Canaris, *Schuldrecht II*, S.604 (但し限度額がなくとも付保が可能とする見解が広まっていることを認める。); Esser/Weyers, *Schuldrecht II*, S.275; Schwimann/Kodek-Schauer, *EKHG*§15, 16 RdNr.1, S.597 RdNr.1, S.597; Geigel, *Haftpflichtprozess*, 27. Aufl., 2015, RdNr.156; Schwimann/Neumayr-Neumayr, *EKHG*§15, 16 RdNr.1, S.2082; Staudinger-Kohler, *UmwelHG* §15 RdNr.4, S.590. Fischinger, *Beschränkung*, S.39は責任限度額が付保可能性のためであることが「最も頻出」の「論拠」とする。近時の立法に対する説明をみても、Wagner-MünchKom, *PHG*§1 RdNr.1は、ドイツ法では、危険責任の特別法において賠償額制限を設定することが、一般的とし、製造物責任法10条で同様に賠償額を制限することは、「危険責任において、額に関して責任制限との結合という伝統に対応する。そうした規定の目的は、製造者の責任リスクを計算可能なものとしかつこのことでその付保可能性を容易にすることにある。」とする。つまり、賠償額制限を設



して、そもそも諸外国では、責任限度額がない国があるが、そうした諸国で付保ができないあるいはそのことにより企業の活動が影響を受けているとはいえないということや、付保可能性の問題は、賠償額に制限がない有責性責任でも問題となりうる<sup>(1250)</sup>ことから、付保可能性を考慮する観点から責任限度額を設けるとすることは必然のものではないと考えられる。

さらに理論的にみていこう。学説をみると、危険責任の責任限度額の設定と付保可能性はそこまでの密接な関係性がないとする見解も登場している。すなわち、Michael Faure は、付保が不可能となることに影響を与えるのは、損害額の大きさだけでなく、リスクの予測不可能性もそうであり、リスクにより生じる損害額の大きさは、保険市場で受け止めることができる<sup>(1252)</sup>としており、責任限度額と付保可能性を関係付けて捉えていない。また Wagner は、ドイツ法での傾向を受けて、付保可能性と責任限度額の関係について Faure と同旨の結論をとる。すなわち、賠償額の限定が付保可能性と結び付けられることは、ドイツの環境責任法 UmweltHG の

---

定することで付保可能性を確保する目的があると考えられているのである。

(1250) vgl., von Caemmerer, Reform, S.257; Will, Quelle, 307f.; Pelzer, Atomrecht, S.34 Claudius Taschner, Die kunftige Produzentenhaftung in Deutschland, NJW1986, 611, 612; Koch/Koziol, Comparative Conclusions, Strict liability, RdNr.139, S.428 Dietz, Risiken, 210f. 後掲注1255の G.Wagner の指摘も参照。

(1251) Kötz, Gefährdungshaftung, S.38 und ders., Gutachten, S.1828; von Caemmerer, Reform, S.257; Köndigen, a.a.O (Fn.1224) ., S.36f.; Tashcner, S.83f.; vonBar, Gemeineurope II, RdNr.324 S.356は、不作為責任も、リスクの割り当てが問題となることや保険による填補が問題となる点で危険責任と共通するとする。さらにドイツの責任義務法改正の理由書 (BT-Drs 8/108 S.7) においても、同旨が指摘されるが、しかし賠償額制限廃止の問題はより長期間のスパンで取り組まれるべき課題とされる。

(1252) Michael Faure, The View from law and economics In Tort Law and Insurance, 2005, RdNr.41 S.251. auch Hans Caludius Taschner, Begrenzung der Gefährdungshaftung durch Haftungshöchstsummen? In: Zum Deutschen und Internationalen Schuldrecht, Uwe Blaurock, Gunter Hager, Karl F. Kreuzer, Wolfgang Freiherr von Maschall, Peter Schlechtriem, Hanskladius Taschner (Hrsg.), 75, 83f.; Koch, Sachhaftung, S.161.

起草過程における1990年代初頭に最高潮を迎えた—これが現実の問題を考慮したか保険産業のロビー活動の成果かは不明とする—とし、しかし実際の立法化においては、保険産業の反対を押し切っているが、ドイツ法は、「環境責任法の中で、危険な設備の創業者のために強制される保険填補の範囲及び事情を定義するのに失敗して」おり、「付保可能性は、保険填補義務の定義になると役割を果たすが、しかし、付保可能性は、おおかれすくなかれ、責任のコンテキストの中では、関係ない」として、付保可能性と賠償限度額の関係性を切断して捉える。<sup>(1253)</sup> さらに、Claudius Taschner も次のように述べて、付保可能性と責任限度額の関係性を切断する。すなわち、付保可能性と危険責任の責任限度額の結びつきが強いのは、危険責任の特別法において付保が義務付けられ、それが全範囲であると考えられることにあることから、「危険責任に基づく責任範囲と填補額は同じ」であり、無制限の填補がないために、「無制限の危険責任は付保可能ではないという結論が導き出される」とする。しかし、「社会政策において、強制保険による填補の準備の命令が正しいのとしても、それだけ、責任範囲と填補額が一致することは、説得力を持つとはいえない」。ここでは例として、連邦法により無制限の危険責任が課される狩猟権者について、付保による填補額は制限されているとする。<sup>(1254)</sup> つまり Taschner は、危険責任における損害賠償額と保険による填補額は一致して考える必要はないということ的前提に、危険責任に責任限度額がないとし、一部付保が可能である例を示して、危険責任において責任制限がないと付保可能性がないという論拠は、説得力がないことを明らかにするのである。<sup>(1255) (1255a)</sup>

(1253) Gerhard Wagner Comparative Report and Final Conclusion In: Tort Law and Liability Insurance, 2005, 309, S.315RdNr.21f. S.315.

(1254) Taschner, a.a.O. (Fn.1252)., S.85

(1255) 危険責任の賠償限度額について無制限とするならば、保険料の上昇が問題となる。この問題に対して、Wagner, Comparative Report and Final Conclusion In: Tort Law and Liability Insurance, 2005, 309, S.315RdNr.21—23. S.315f. は次のように説明する。すなわち、本文でみたようにドイツの環境責任義務法では、付保可能

性と責任の関係付けに失敗しており、また賠償限度額の設定と保険制度についても、「〔損害賠償〕責任は、市場で利用可能な保険額をはるかに超える」にもかかわらず、保険填補が責任限度額で限界づけられることで、「〔損害賠償〕責任と保険の間には矛盾」がある。「ドイツ及びオーストリアでは、厳格責任の最も重要な領域、つまり、交通事故の責任で、賠償額制限を課すという共通の伝統を有する。そうした賠償制限は、さもなくば付保可能とはならないであろうものを付保可能なものとするというよりも、保険料をキープする効果のために機能しているのである。それゆえに、ドイツでさえ、厳格責任は、市場において利用可能な保険填補の範囲及び程度について、常にそしてすべての領域で、制限されているのではない。原子力事故に対する責任は、ドイツ法同様にオーストリア法で制限されていない顕著な例の一つである—バリ条約ではその7条でそうした制限がなされているのであるが。」このように、「厳格責任と付保可能性の問題を断絶する法的傾向が表れている」が、このことで保険料が上昇するないし保険制度が破綻するというを示す国はなく、アメリカで1980年代に起きた保険危機は、裁判制度—陪審制度、広範な証拠開示、成功報酬—によるところが大きく、イギリスでみられた保険料の上昇も、訴訟の増大ではなく、訴訟で認められる賠償額の増加によるものとする。つまり、こうした指摘に基づくと、危険責任と付保可能性の考慮との関係は、断絶しており、危険責任で課される責任限度額も、付保可能性のためではなく、保険料の維持のためである。そして、危険責任と付保可能性の上記関係から、独逸の原子力損害賠償法のように、危険責任において責任限度額が無制限となるものも表れるが、しかし、保険制度の危機や、保険料の増額化等の問題をもたらすものではないと考えられているのである (Dietz, Risiken, S.210も、911のテロ以降限度額のない保険は提供されていないが、それまでの保険料の比較で、無制限の填補をおこなう保険が提供されても、保険料の顕著な上昇は認められなかったとする。またクネツチュ・ジョナス/馬場圭太 [訳]「ヨーロッパにおける原子力損害賠償責任：統一か混乱か」ノモス39号 (2016年) 22頁は、原子力損害において賠償額を無制限とすることについて、ドイツで1985年に賠償額制限が廃止されたことで、保険会社の撤退ではなく「保険会社の保険実務の進化がもたらされた」と評価するように、責任限度額がないとしても、保険制度に対して負の影響ではなく、その発展をもたらす意味があると考えられる。)。Kötz, Gutachten, S.1828f.も、自動車事故における無制限保険を例にして、危険責任において賠償限度額を廃止しても、危険責任の一般条項化により従来責任限度額の制限のない有責性責任で処理されていた事例が、危険責任に移行されることもあり、そこまでの極端な保険料の増額はなく経済的に支持可能なものにとどまっており、また異常に高額な損害額が問題となる場合にも、1967年の連邦司法省草案255a条のような減額条項により対処できるとする (auch Kötz, Gefährdungshaftung, S.39; こうした方向性について、von Caemmerer, Reform, S.257 und ders., RabelsZ42, 15)。

(1255a) Detusch, Haftungsrecht, RdNr.714, S.453は、責任限度額を否定しつつ、危

付保可能性と責任限度額の関係性は、特別法により実際に設定される額との関係でも、両者の関係性の薄さないし関係付けの意味への疑問が生じさせる。すなわち、ドイツの UmweltHG においては、賠償額の上限として 8500 万ユーロが設定されているが、これは「すくなくとも、この制限による付保可能性に関して、事業者が免責されることはないというほどに高額なものである…。UmweltHG に基づく責任に服する多くの企業にとって、この制限は結論においては、無制限責任を意味しよう<sup>(1256)</sup>」とされる。つまり、非常に高額な限度額であることから、賠償額無制限の場合と変わらずに被害者の救済を十分にはかると考えられる一方で<sup>(1257)</sup>、あまりに高額な賠償限度額が設定されることで、保険制度との関係の希薄化

---

険責任の賠償額の範囲は、「通常で要求可能な責任保険で設定される」ものとするように、一方で、危険責任と付保可能性と切り離す形で、他方で、現実の救済の実現を（責任）保険の範囲に限定する考えを示す。しかしこのアプローチが保険制度・付保可能性と危険責任を切り離すことに対して、理論的にはこれまでの検討から正当化されるとしても、現実の救済の範囲を一部付保された保険額に制限することは、現実的にありうる解決としても、結果として、保険制度・付保可能性と責任原理を切り離れた理論的意義を失わせるないしは低下させるものといえる。しかし後者の問題は、前掲注 1255 で示される Wagner の指摘にあるように、有責性責任等他の責任原理と併せて救済の実現という観点から考えられるべき課題である。

(1256) Staundinger-Kohler, UmweltHG§15 RdNr.5, S.549. dazu auch Joachim Schmidt-Salzer, Kommentar zum Umwelthaftungsrecht, 1992, §15 RdNr.19, S.832f.

(1257) ドイツ法において、自動車事故での人損に関しては、StVG により、被害者の損害額のすべてにおいて、さらに 2002 年の損害賠償法の改正により慰謝料も認められるようになったことで、救済されているとして指摘される (Kerstin Rohde, Haftung und Komepensation bei Straßenverkehrsunfällen, 2009, S.78)。また製造物責任法についても、Wagner MünchKom, PHG§10 RdNr.1 は、EU 指令では構成国のオプショントとされた製造物責任法で賠償額制限が設けられているが、構成国は、指令のオプションにしたがって、大きな工業国であるフランスやイギリスは、責任制限をしていないが、「[EU] 指令の適用に関する委員会の現在の報告書は、異なって取り扱われる規定の実際の運用において相当の困難さがあるとはみていない。このことは、[ドイツの製造物責任法の] 10 条の大様に算定される責任最高額制限に達した損害事例がないということに基づくのであろう」としている (Foerste/Graf von Westphalen, Produkthaftungshandbuch, 3. aufl., 2012, RdNr.25,

や加害者の過剰な責任負担も懸念され、この点で、Esser が示した破綻への配慮は後退しているといえるとともに、<sup>(1258)</sup>Wagner らの検討との関係でいえば、責任限度額と付保可能性との関係付けは、危険責任の特別法において設定された賠償限度額とその付保可能性の考え方に照らして、やはりあまり意味を持つものではないと考えられる。<sup>(1259)</sup>

S.943は、実際のところこの限度額を超えることは想像できないが、損害が連続することにより、この限度額を超えることは本質的に排除できないとする)。製造物責任の立法理由でも、一方で有責性に左右されない責任において賠償額が制限される伝統との調和とともに、他方で、実際に設定される額による被害者の十分な救済が考慮されている (BT Drucks 11/2447, S.16)。それゆえに責任限度額を設定していないオーストリアのPHG (RV272, Svgl., Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/24, S.227; Koziol/Koch/Apathy, Haftpflicht III RdNr.223 S.493) との差は実際上ほとんどないものと思われる。オーストリアにおいても、10年以上前の資料に基づくものであるが、Huber, Reform In: Reform II, S.91は、責任義務保険において、限度額を超えるのはまれであったとされる。Fischinger, Beschränkung, S.219は、責任限度額を巡っては数十年来争われてきたが、しかし、多くの被害者が、それぞれの、自身に被った損害のわずかな部分についてのみ要求できるということに至っていないとして、「以前は相当の頻度で行われた論争が近時ではもちろん弱まっており、かつ責任限度額の反対者は、立法者の粘り強さに降伏しているという印象はぬぐいさることはできない。」としており、ここでは責任限度額が設定されても被害者の救済は充分に図ることができていることを示されるとともに、責任限度額の有無や是非といった抽象的な議論をおこなうことそれ自体の意味への疑問も示唆されていると思われる。

なお賠償額の高額化による被害者・加害者双方にとっての問題については、前掲注1255に挙げたWagnerの指摘も参照。

(1258) Canaris, JBl1995,7f. は、ドイツの製造物責任法が非常に高額な責任限度額を設定し、オーストリアのPHGが、責任限度額を設定していないことについて、「何の問題もなく破滅的な損害の帰責に至る」と批判しここでは、大企業であれば、より高額であっても付保により対処できるが、中小企業にとってあまりに高額な責任限度額は、「締結されるべき責任義務保険の額にとって現実的な基準」を与えるものではないとする。Fischinger, Beschränkung, S.38は、危険責任の特別法において、抽象的な上限額を設定することで、責任者を破滅させうる天文学的な額になりうることを指摘し、責任限度額が有するとされた破滅への配慮に消極的な評価を与える。しかしFischingerは、この観点を責任限度額を正当化するファクターの一つとして考慮する (後掲注1275参照)。

(1259) 有責性責任・危険責任を通じて、高額な賠償責任が認められたとしても、加

さらに、危険責任ではないものの、オーストリアの製造物責任法 PHG は、賠償限度額を設定せず、その理由を PHG の立法理由書は次のように説明する。すなわち、PHG において、EU 指令に基づいて責任限度額を設定しても、実際には無制限の責任となるために、製造物責任リスクは付保可能なものとはならないとして、「平均的な事業者にとっては、そうした保険額で責任義務保険による填補をおこなうことは全く不経済であり、また、この額で制限される有責性に左右されない責任においても、一無制

---

害者の資力との関係で、いわゆる紙切れ判決として被害者の救済にとっては問題が生じうるし、また加害者にとっても以下の問題が生じうる。Gerhard Wagner, Tort law and liability insurance In: Tort law and Economics Michael Faure (Ed.), 2009, 377, 394は、あまりに高額な賠償額に関して、「7000万ユーロまたはそれ以上の部分において請求を求める財産状況にある個人はごくわずかである。過失責任に関する限りにおいて、法的責任は通常は無制限であるが、しかし、現実の世界の資源は決して無制限ではない。法人の大きさ及び財政上の強さにかかわらず、何千億ユーロにもなる責任は、会社の財産をつかいはたした、企業を支払い不能の状態におく」として、あまりに高額な責任の賠償は、有責性責任においても、危険責任においても、加害者においても問題となることであるから、等しく検討すべき課題であることを示している（Canaris, JBl1995, 8も、この問題は、「危険責任に特殊のものではないが、しかし、危険責任にとって特に差し迫ったものとなっている」とする。さらに ders., Verstöße gegen das verfassungsrechtliche Übermaßverbot im Recht der Geschäftsfähigkeit und im Schadensersatzrecht, JZ1987, 993, 1001は、異常に高額な賠償額と憲法上の過剰介入の禁止の関係で、賠償限度額のない危険責任は、その者の人生が終わるまでの責任を負わせ、基本法 2 条 1 項の人格の自由な発揮の権利を侵害すると考えられ、このことは、厳格な責任を負わせるようになっていく有責性責任でも同様に問題となるとする。）。このことは、Esser の危険責任において賠償額の制限を設けることの当初の趣旨に合致するものであり、それが不法行為法全般でも問題となることを示すものである。一つのアプローチとして、責任原理の如何を問わず、1967年のドイツの司法省草案255a 条及び DE1318条のような減額条項 Reduktion Klausel を設けることも考えられるところであるが（vgl. von Caemmerer, Reform, S.257; Will, Quelle, S.322-326; Taschner, a.a.O. (Fn.1252)., S.82; Koch, Sachhaftung, S.162f.; Canaris, JBl1995, 8; Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/24, S.227）、保険制度とも関連づけられる形で、不法行為法による救済の実現に関する重要な検討課題といえよう。

(1260) Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/24, S.227; Koziol/Koch/Apathy, Haftpflicht III RdNr.223 S.493.

限の一有責性責任のように、事業者は、自らの責任リスクをまさに一定額に及ぶまで填補し、またこれを超える責任リスクを甘受することができることも明らかである」として、PHGでは、「責任限度額を採用しなかった<sup>(1261)</sup>」とする。この立法理由からは、高額な責任限度額は制限のないものとおなじであり、この場合にその全額について事業者<sup>(1262)</sup>に付保を求めることで却って過剰な経済的負担となることから、賠償額を無制限としており、ここからはたしかに、責任限度額と付保可能性との関係付けは密接なものと理解できる一同時に、有責性に左右されない責任では、責任限度額の設定性は論理必然のものとは理解されていないことも明らかである。しかしその一方で、PHG16条に基づいて製造者及び製造物輸入者には、PHGに基づく損害賠償が満足を受けるほどの配慮を、誠実な取引社会において通常の範囲及び程度で付保ないしその他の方法でおこなうことが義務付けられており、ここでも保険制度の持つ意味は重要なもの<sup>(1263)</sup>と考えられる。つまりPHGは、賠償額を無制限とする理由付けからは、付保可能性と責任限度額の関係性が重視されているように思われる一方で、なお付保等により、被害者のための賠償給付の確保を目指していると考えられる。この説明を一体的に捉えれば、有責性に左右されない責任と保険制度との関係は、被害者の賠償確保という外在的なものであること、そして、同時に特別法において賠償額無制限であっても、一部の損害額について付保が可能であることも明らかとなっており、このことと同時にこの責任と賠償限度額とは内在的に関連付けられるものではないことも明らかである。そうであれば、Wagnerらの指摘は、こうした立法においても裏付けられていると考えられるのである。

③責任限度額設定の立法技術上の難しさについて。独墺の危険責任特別

(1261) RV272, S.7.

(1262) RV272, S.14.

(1263) Reindl/Grau/Fritz, PHG§16 RdNr.6, S.327は、一般事業保険により、PHGに基づく責任も填補されるとする。



法で設定される責任限度額を概観すると、それはばらばらであり（例えば、責任限度額がないものとして、ドイツでは、BGB833条1文、WHG22条、BImSchG、AtomG、オーストリアでは、MinroG、AtomHG1999、PHG、GTG、<sup>(1264)</sup>連邦環境責任法B-UHG等）、こうした相違は恣意的なものとして必ずしも<sup>(1265)</sup>理論的には説明できないとされる。さらに、責任限度額の設定に関する立法技術的なアプローチの難しさは、当該特別法の対象とする危険性が多様なものであれば、それだけ高いものとなり、また同時に、このアプローチの実際上の意味の乏しさをうかがわせる。すなわち、ドイツのUmweltHGの連邦政府の説明において、同法が他の特別法同様に、責任限度額を設定するものの、「環境責任により包摂される個々の施設類型のもつ非常に異なったリスク及び考える損害事例の多様性を前にすると、物損に対する個々の事例に関連付けられる責任制限の意味のある確定及び包括的な責任額の制限の意味のある確定は、不可能である」として、責任

---

(1264) この法律は、環境損害の回避及び除去に対する特殊な行政政策上の責任とされ、私人の人損に関する賠償責任を根拠づけるものではないとされる（Hinteregger/Kerschner, B-UHG§2 RdNr.62 S.44）。同法では回避及び除去費用について、責任限度額がない（ders., §8 RdNr.9, S.189）

(1265) Dietz, Risiken, S.206f. dazu auch Kötz, Gutachten, 1827; Köndigen, a.a.O (Fn.1224), S.37; Hans Stoll, Haftungsfolgen im bürgerlichen Recht, 1993, S.24; Fischinger, Beschränkung, S.35f.; オーストリア法でも、Koziol, Haftpflicht I, RdNr.6/24 S.226は、危険責任の特別法では、RHG, EKHG, LuftVG, 1964年のAtomHGでは責任額が制限されるが、その当時のBergG（その後のMinroGもそうである。vgl., Koziol/Koch/Apathy, Haftpflicht III, A7 RdNr.12 S.247）及びForstG、そしてPHGでは、限度額が設けられていないとし、Ernst Karner, a.a.O (Fn.1225), S.27は、オーストリアの危険責任特別法における「責任制限のこうしたカズイスティックな規律は、統一的な指針をしばしば誤解させるのみならず、一部においては、額に関して確実に追体験できるものではないのである」とする。また危険責任（厳格責任）において責任限度額が設けられることについて、業界・利益団体のロビー活動によるものであり、付保可能性と関係ないことが指摘される（Schäfer/Ott, RdNr.6.18, S.239は、賠償限度額が設定されたベルギーの原子力損害賠償法に関してこのことを指摘する）ことから、責任限度額は必ずしも法解釈学によって理由付けができるものではないといえよう。

限度額を設定することの実際上の意味を消極的に捉えているのである。このことは、危険責任の一般条項化を考えると、規律されるべき危険源の多様さから、同様の指摘が当てはまることになろう。

また責任限度額の立法技術の観点から、オーストリアの危険責任の特別法をみると、「改正によって、最も現代的な制定法となり、かつそれゆえに今日の立法者の評価を、もっともよく認識できる」EKHGの責任限度額規定(EKHG15条及び16条)を準用する特別法(GWG48条2項・49条各項、RohrlG10条2項・11条各項)<sup>(1266a)</sup>がみられる。しかし、EKHGは自動車危険を規律対象とするのに対して、GWGはガス工場による危険、RohrlGは導管による危険をそれぞれ対象とするため、規律対象となる危険源の相違(危険性の質の相違)がみられる。またEKHG及びRohrlGは事故型を規律対象とするのに対して、GWGは事故型だけではなく、通常操業型も規律対象としており、加害の態様の相違がある。しかし、こうした相違に関連して、損害額の大きさも異なる<sup>(1266c)</sup>と考えられるにもかかわらず、

---

(1266) BT-Drs. 11/7104, S.21. Staundinger-Kohler, UmweltHG§15, RdNr.5, S.549は、この連邦政府の説明を適切なものとする。なお、これ以前にも、ドイツの責任義務法の改正の説明において、責任限度額に対して、BT-Drs 8/108 S.6は、懐疑的な立場を示していたり(諸外国との比較やドイツでの危険責任の特別法の制定当初においては限度額が考慮されていなかったという歴史的な経緯、危険責任で限度額が設けられても有責性責任で処理されることになり、この場合にも危険責任同様に事前の対処が必要であるが、しかし、責任限度額の廃止の影響の大きさを考慮してこれを留保した。同旨はBT-Drs 7・4825, S.7f. 出も解かれていた)、あるいはBT 8/562 S.12は、危険責任での責任限度額の維持は、差し迫った課題であることを認識していた(しかし、ここでも意見が分かれていることや十分に説明されているわけではないことを理由に、責任限度額の廃止は排除されている)。ドイツの責任義務法の改正でこうした説明がなされていることは、Kötz, Gutachten, S.1826 und ders., mit Fn.75f.に取り上げられている。

(1266a) Koziol, Haftpflicht II, 582; dazu Rummel-Reischauer §1306, RdNr.2, S.732.

(1266b) Rummel-Reischauer §1306, RdNr.2, S.732.

(1266c) Koziol, Haftpflicht II, 581は危険性の大きさを基準とするが、「特別な危険」の判断根拠としての意義や機能を考慮すると、損害賠償の範囲の確定においても、危険性の大きさだけでなく危険性の質(とくに通常操業型においては、例えば有害

EKHGを準用して責任限度額の規律をおこなうというアプローチは、それぞれの特別法が規律する危険源及びその加害態様の相違を看過し、本稿でこれまで検討してきた危険責任の一般理論にも対応するものではないと考えられる。

⑨有責性責任による補完について。危険責任で責任限度額を設けることで、被害者の救済及びその確保は、賠償額の制限のない有責性責任で考慮されることになりうるが、このこと<sup>(1267)</sup>で有責性責任は過剰な要求により解決されることになりうるため、賠償限度額を設定することでかえって危険責任の責任原理としての意義を失わせることになる<sup>(1268)</sup>。しかし他方で、有責性責任がこのように補完的に機能するとしても、ここでは、一定額に限定された付保がなされており、付保による填補額に救済の限界をみるか、さらに、付保による填補額を超える部分については責任者個人の資力<sup>(1269)</sup>に左右されるとされ、いずれにしてもこれらの点に限界が見出される。そうであれば

---

物質の長年の蓄積により健康被害が発生することが考えられる)をも考慮すべきであろう(前田(太)『多元性(7)』170-180頁も参照)。

(1267) Esser/Weyers, Schuldrecht II, S.275は、被害者は危険責任の請求と並んで、責任限度額がない有責性責任での請求ができることは、「実務にとって重要」としており、これは本文で示したように、被害者の救済の確保という意味であろう。

(1268) Dietz, Risiken, S.211「被害者は、責任制限ゆえに、危険責任に基づいて填補を獲得できないならば、彼は、競合する有責性責任を、損害を最大限完全な填補を受けるために、立ち戻るであろう。それゆえに、責任限度額は、それ自身有効な責任レジームを内部から弱まらせる」とする(dazu auch Taschner, a.a.O. (Fn.1252), S.84f.; Leser, a.a.O. (Fn.1237), S.599)。ドイツの責任義務法改正理由(BT-Drucks 11/5622)でも、賠償額制限が危険責任で課されることで、裁判所は賠償限度額がない有責性責任において厳格な要請を立てるであろうと指摘される。これに対して、Kötz, Gefährdungshaftung, S.39は、責任限度額を廃止することで、責任限度額がない「過失責任への逃亡」をする必要がなくなるとすることは、傍論的に考慮されるにすぎないとするが、ders., Gutachten, S.1827は、有責性責任と危険責任は等価値の責任原理であれば、危険責任による場合でも、被害者は、目的を達せられるほどの額に挙げられるべきであり、このことで、「裁判外及び裁判上の損害規律」は、例えば立証責任の問題といった「有責性に関する紛争から解放されるであろう」として、実際上の観点を重視する。

(1269) Fischinger, Beschränkung, S.39f. 現実の実務の対応として、有責性責任で付

有責性責任による救済と、すでにみたように特別法における責任限度額が高額化している危険責任による救済とではそれほど変わらないものとおもわれる。このように、責任限度額の設定で、一方で、責任が制限されることで危険責任の責任原理としての意義や機能が低下し、これを補うように有責性責任の厳格化により、有責性責任それ自体の責任原理としての理論上の問題が生じる可能性があり、他方で、実際上の被害者の救済の拡充は一見するほど大きいものではないと考えられ、そうならば、責任限度額設定の積極的意味を見出しがたい。<sup>(1270)</sup>

---

保される場合には、一定の限度額にとどめられるとしており、損害額がそれを超える場合には、加害者の個人的な資力に救済が任されることになろう。これに対して、Kötz/Wagner, Deliktsrecht, RdNr539 S.217は、「責任限度額の制限が越えられているならば、被害者には、BGB823条に基づく有責性責任へ立ち戻ることが残されている。しばしば、有責性責任もまた加害者の支払い能力に限界を見出すかそれとも—加害者が責任保険を掛けているならば—その者により掛けられる責任保険の填補の制限に限界を見出すことになる」としており、有責性責任でも責任の上限を加害者の付保の設定額にみる。

(1270) Fischinger, Beschränkung, S.42. は、保険は包括的な観点を設定することはできるが、具体的な限界付けを設定することはできないとし、その理由に一般的な有責性責任でも付保可能性が問題となりうり、危険責任だけの問題となるからではない、とする。また法と経済学の観点から、Faure RdNr.44f. S.252f. は、一律の責任限度額の設定は、個々の責任者の資力を考慮したものではないとして、例えば原子力損害において、強制保険が導入され、さらに損害賠償責任を無制限とすると、事業者は、「[事業者は] 危機に瀕して、その者らが保険填補を購入しなければならない制限された額を超える財産を保有するならば、かれらは、いまだに事故リスクをさらに減らすインセンティブを持つ」とし、「一般的な責任制限規定に賛成する論拠はあまりない」。つまり、原子力事業者は、強制保険を掛けていても、損害賠償責任が無制限であり、かつその事業者が保険による填補額を超える資産を有するときには、事業者は保有資産を減らさないように、事故リスク減少に対してインセンティブを持つと考えられるのである。つまりこの指摘を踏まえると、責任限度額が一律に設定され、強制保険が掛けられることになると、保有資産に関係なくその額まで填補されることから、資力ある事業者も責任制限額を超えうる事故リスクの減少に対して対処するインセンティブを持たず、結果として社会における事故リスクの低減化が図れないことになってしまう (ders., Comparative Conclusions, In: Unification of Tort Law: Strict Liability, 361RdNr.96 S.387. ただし、原子力発電所

⑤実体的な根拠付けの困難さについて。こうした責任限度額の問題点を前にすると、結局のところ、責任限度額の問題は、それでも危険責任の責任原理に内在する問題なのかという実体的な根拠付けへの疑問にもつながろう。すなわちこの実体的な根拠付けから考えてみると、かつては、危険源保有者に厳格な責任が問われる一方で、この者の違法性・有責性が問われない厳格な責任であることの調整として危険責任を性格付けられることもあった<sup>(1271)</sup>—こうした理解は、有責性責任と危険責任とが原則—例外の関係にあるという理解にもなじむものであったであろうし、危険責任の本質から責任限度額の要請が導きだされると考えることも可能にしていたであろう<sup>(1273)</sup>。しかし、これまでの検討から明らかなように、危険責任が、「特別な危険」を判断の根拠とし、また基本思想に支えられる責任原理であり、有責性責任と同等・等価値の責任原理となるならば、危険責任にだけ責任制限を認める理由付けが乏しく、そのため賠償額の制限を危険責任に求める

---

であれば、保険とともに、回避コストの電力価格への転嫁も合わせて考慮されるべきであろう。vgl, Hans-Bernd Schäfer/ Claus Ott, Lehrbuch der ökonomischen Analyse des Zivilrechts, 5. Aufl., 2012, RdNr.6.18, S.239)。

(1271) 前掲注1246で示したEKHGの立法理由参照。さらに、Will, Quelle, S.309, Apathy, EKHG§§15, 16RdNr.1, S240, Schwimann/Kodek-Schauer§§15, 16 EKHG RdNr.1 S.597

(1272) Esser/Weyers, Schuldrecht II, S.275は、責任限度額が設けられる理由の一つとして、「危険責任は有責性責任よりも、あまり説得力を持たない損害転嫁原理」であることを挙げる。また責任限度額について理論的正当化を検討した、Fischinger, Beschränkung, S.98は、危険責任は、有責性を責任の根拠としないことの正しい調整であるという考えがあり、この考えの背景には、「危険責任は今日確かに責任法のシステムの中で正当な位置を勝ち取っているが、しかし、危険責任は同時に、いまだに、制定法上の通常事例から乖離した特別な事例状況に対する例外的な制度であり、これはそれゆえに特別な規律に服されるのであろう」という考慮があるとする。

(1273) Hannak, gefährliche Kraft. S.66 mit Fn.221は、「危険責任は、古典ローマ法から導きだされる有責性原則と矛盾するものであり、それゆえに、責任の程度を耐えられないものとしないうえに、均衡がとられなければならない」として、EKHG15条及び16条の立法説明を引用する（前掲注1246参照）。

ことはできないと考えられるのである。<sup>(1274)</sup>

以上を踏まえると、危険責任で責任限度額を設けることは、歴史的経緯、付保可能性との関係性、有責性責任による補完、立法技術、実体的根拠付け、いずれの点でも問題があり、またいずれの問題点の紹介・検討からも明らかのように、責任限度額は危険責任に内在する<sup>(1275)</sup>ないし本質的な要素とはいえない。

(1274) Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/25, S.227; 機能的同等性から、前掲注1224で挙げた Kötz 及び Köndigen の見解も参照。 dazu auch Erwin Deutsch, Generalkrausel für Gefährdungshaftung, Karlsruher Forum 1968 (auch ders., Haftungsrecht, RdNr.714, S.453); Hans Stoll, Haftungsfolgen im bürgerlichen Recht, 1993., S.23; Will, Quelle, S.319f.; Taschner, a.a.O. (Fn.1252), S.82; Norbert Pelzer, Internationale Entwicklung bei Haftung und Deckung und der Übernahme in nationales Recht aus deutscher Sicht In: Drittes Japanisch-Deutsches Atomrechts-Symposium, 1995, 163, 169; Karner, a.a.O (Fn.1225), S.28; Dietz, Risiken, S.206f.; Staudinger-Kohler, UmweltHG§15RdNr.5, S.549.

(1275) スイス法での指摘であるが Oftinger, Haftpflicht I, 4.Aufl., S.284f. は、責任限度額は外国法の影響を受けたものであり、「異物」と評していたのであり、Dietz, Risiken, S.212は、ドイツ法では責任限度額の理論的な根拠付けを欠くために、多くの者が、危険責任の特別法では責任限度額が供えられるべきという原則につき批判的検討をおこなうことに賛成しているとし、学説をみても Will, Quelle, S.319「責任限度額は危険責任の本質的な性質でも合目的な性質でもない」とし、Pelzer, Atomrecht, S.36, Jochen Taupitz, Das Umwelthaftungsgesetz als Zwischenschritt auf dem Weg zu einem effektiven Umwelthaftungsrecht, JURA1992, 113, 120及び Stoll, a.a.O (Fn.1274), S.21も、同旨を説いており、近時でも Brüggemeier, Prinzip, S.140は、Will 及び Stoll の見解を引用して「ドイツにおける額に関する責任制限は、そうこうするうちに、危険責任の根本的な要素とみられているのは、不当」とする。立法に目を転じてドイツの責任義務法改正草案の説明において、BT-Drs 8/108 S.6が「〔責任限度額は〕危険責任の原理から必然的に導かれるものではない」と指摘していた。こうした学説及び立法の傾向に対して、Fischinger Beschränkung, S.51, 65, 98f. は、危険責任での責任限度額の意味を、両当事者それぞれの有する利益と不利益の「正しい調整」に出す。すなわち、被害者は、危険責任において、責任限度額の制限という不利益は、加害者の有責性の立証責任負担の回避により被害者の得る利益により調整されており、これに対して、加害者は、有責性なしで責任を負うという不利益に対して、付保可能性と責任限度額の関係性及び破滅的な責任負担からの保護という利益で調整されているとする。さらに、被



このように実際上も、理論上も正当化できない責任限度額に対しては、  
「近時では、責任限度額の除去がますます要求されている<sup>(1276)</sup>」とされるよう

害者は、たとえば医薬品や鉄道の運行のように、危険責任に服する活動から間接的利益を得ており、限度額の設定は、こうした活動が責任の負荷により停滞することを防ぐ点で、この者らの利益になっているとする。そしてこれを踏まえて、「責任最高額の存在が有責性に左右されない責任の制限のために法政策上・法解釈上正当化するのほかに、4つのファクターをミックスしたもの」として、①「厳格責任の『正しい』調整」②「責任リスクの完全な付保可能性を可能にする」、③「潜在的な責任者に、場合によっては生じうる破滅的な責任を防ぐ適切な制度を提供する」④「禁止的な効果の防止」（ここでの禁止は、危険責任に服する危険源の保有を止めざるを得ないことを指す）である。この Fischinger の以上の正当化に関する説明は、一前掲注1276に挙げたように、危険責任を例外的な責任原理と理解することを前提に一すでに本文で検討したことで反論可能なものと考えられる。たしかに、Fischinger も、②、③及び④の論拠に積極的意味を認めていないが（②について前掲注1249、③について1258参照。④について、ders., S.67, 法実務では経験則により証明することも、説得力も持たないとする）、「支持能力ある法政策・解釈上の基礎を提供するために、さらに別の事情で補完しなければならないことが、重要なファクターなのである」としており、①のファクターを重視していると考えられる。しかし、この「調整」に関して、責任限度額で被害者が受ける利益とされる、有責性の立証を免れることと、不利益とされる限度額の制限は、そもそも立証責任の問題と損害賠償の制限という効果の問題とを調整の対象としてよいかという疑問があり、また危険な活動により、被害者も利益を受けているという考えも、ここでいう利益は、経済的なものだけではなく観念的なものも含まれ、そうであれば、判断要素・基準としての機能性にも疑問が持たれ、さらに、危険な活動から危険が実現しないように配慮をおこなうべき・またよりおこなうという危険支配の観点からみれば、これは被害者よりも当該活動をおこなう者がこの立場にいると考えられるため、そうであればここで利益性の観点を考慮して責任を減じるべきではない。以上のことは置くとしても、こうした「調整」は、危険責任を例外的な責任原理として性格付けたことから導出される論拠であり（前掲注1272の Fischinger の危険責任の責任法上の位置付け参照）、本稿で検討した危険責任の実体法上の根拠付けを踏まえると、「特別な危険」を判断の根拠に据えることで、内実を伴い一つの責任原理として確立したのとして理解するならば、こうした「調整」はそもそも許されないと考えられる。そうすると、Fischinger の挙げる4つのファクターはいずれも論拠として弱いため、やはり理論的に責任限度額を正当化できるものではないと考えられる。

(1276) Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG§§15, 16RdNr.1, S.597. すでに、Larenz/Canaris, Schuldrecht II, S.604.



に、危険責任の賠償額制限に対しては学説上批判が高まっており、責任限度額の規定は、「廃止されるべき<sup>(1277)</sup>」とする見解もみられた。オーストリア法での既存の特別法の改正をみると、一方で、1997年EKHGの責任限度額の改正にあたっては、学説上の批判に留保を示しつつ、影響の大きさから、損害賠償法一般の改正に任され<sup>(1278)</sup>、しかし他方で、1999年のAtomHGの改正では、「[AtomHG改正]草案は、歩みをさらに進め、かつ一般的にそうした責任限度額の除去を提案している。このことで遺伝子責任法でもって、危険責任法において既に製造物責任法と並行した発展が継続される<sup>(1279)</sup>」とされるように、責任限度額を規定しないものもみられた。このように各改正では、責任限度額に対して対応が分かれた—その理由は明示されていないが、EKHGは、自動車保険制度との関係性が密であるが、商業原子炉がないオーストリアでは、AtomHG改正においても保険制度との関係をあまり意識する必要がなかったと思われる<sup>(1280)</sup>。しかし、オーストリア法の損害賠償法改正の動向の中で、討議草案において、危険責任について責任限度額を課すことに関して、責任限度額のない有責性責任でも付保可能性があること、現行の危険責任・無過失責任の特別法でも、責任限度額のないものがあること (Forstgesetz, MinroG, PHG。EKHGも不動産に関する賠償制限を課していない) や、賠償制限は、加害者を考慮するものであるが、被害者を考慮していないことなどから、立法案において賠償制限が設けられなかつた<sup>(1281)</sup>。これに対して、折衷草案 (影草案) では、限度額を設

(1277) Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/26S.228. auch Leser, a.a.O. (Fn.1237)„, S.599; Dietz, Risiken, S.212.

(1278) RV 898, S.52 (前掲注1246も参照。)

(1279) RV1357, S.14. Hinterreger/Kissich, AtomHG§ 3 RdNr.2, S.70. AtomHG1964では、既存の危険責任の特別法と同様に賠償額制限を設けていた (RV350, S.15)。

(1280) RV1357, S.14が、責任の集中において、商業炉がないオーストリアでは、巨額の資金を持つ基金を、スイスのように設立する必要がないと述べており、ここからAtomHGと保険制度との関係について本文で述べたことが示唆されよう。

(1281) Griss, Entwurf, RdNr.13-15, S.61; Apathy, JBl2007, 208. Grissの説明は、引用こそされていないが、Koziol, Haftpflicht I RdNr.6/26S.228の説明をほぼそのま

定しており、「—たとえちこちない枠組みとしても—責任限度額の可能性が認められる限りにおいて、妥協したもの」とされるが、SE1306d 条 1 項 1 号は、EKHG15 条に倣った形で、そのうえで高額に設定されている（前者は、200 万ユーロに対して、後者は、208 万ユーロである）。

こうした立法提案に対しては、全体類推の場合同様に、危険責任の実体的な理由付けがなされうること、責任限度額を設定することの立法技術上の問題があること（一般条項化により多様な危険源に対処するために、個々の限度額の設定は困難であること）、仮に責任限度額を設定すると、インフレや物価の変動を考慮して上限額を上げるためには、その都度改正が必要となること等、<sup>(1283)</sup><sup>(1284)</sup> 以上のことを考慮すると、責任限度額を撤廃する討議草案の立場を支持できよう。

以上、危険責任の特別法上規定が置かれる責任限度額について、解釈論の展開及び立法案を含めて検討してきた。このことは、次のようにまとめられよう。「特別な危険」を危険責任の判断の根拠に据え、さらにこうし

ま踏襲している。議論草案の態度決定に対しては、Pfeiffer, Reform, S.57f. は、ドイツ法にとって「模範となるもの」「歓迎すべきもの」、として肯定的に評価する。

(1282) Neumayr, 200Jahre, S.267.

(1283) Dietz, Risiken, S.206; Kötz, Gutachten, 1827. 各危険責任の特別法の賠償額に関する規定は、EKHG を準用しあるいは参照して規律されているため、EKHG の賠償額が変更されると、これに合わせて他の特別法も合わせて改正される必要がある。2016 年の改正において、自動車事故での最低保険額の変更のため、KHVG 及び EKHG の賠償額が改正され、これに合わせて、GWG, RHPfIG, RohrlG が改正されている。vgl., RV1341, S.2)。

(1284) 以上でみた視点以外でも、危険責任の責任原理と照らしたときに賠償限度額があることで被害者と加害者の不平等な取り扱いが問題となろう。すなわち、賠償額制限が設けられることで、責任者は、自らの危険源を理由に危険責任が課されるにもかかわらず、責任限度額以上の賠償額については支払いを免れる一方で、被害者はその分についてはたとえ身体、健康侵害であっても限度額により救済の遮断を受けうることが、危険責任が危険源の実現による損害について保有者に帰責する責任原理であり、また有責性責任と並ぶ責任原理であるという観点に照らして、十分には正当化できるものではないと考えられる (vgl., Koziol, Haftpflicht I RdNr. 6/24 S.226; Karner, a.a.O (Fn.1225), S.28))

た判断を基本思想により支える危険責任は、法倫理上の自明性を欠くとも、尊厳が低いものでも、そして minus でもない。たしかに責任の成立レベルだけでなく、効果のレベルでも、有責性責任との差は、現行法ではなお特別法上の規律により制約されている。しかし、責任限度額に現れる危険責任の特別法上の効果の相違に関する統一性のなさは、責任原理としての危険責任にとって、内在的な制約ではなく、解釈論及びこれを踏まえ<sup>(1285)</sup>た立法論により克服可能な外在的な制約と理解できよう。

そして、危険責任の全体類推は、危険責任の責任限度額に関して、後述するように既存の規定が異なった規定をおいていることが裁判官の判断にとって実際上大きな障害としても、これは理論上は克服可能なものとして、法解釈・法学方法論上も支持できるものと考えられるのである。

#### 第5目まとめ——法理論上の原理欠缺の補充の正当性と実際上の課題

以上、Canarisのアプローチに対して、批判的に検討をおこなった。オーストリア法の法発展を踏まえ、危険責任それ自体の自明性及び尊厳性をもちうることは、すでに示したとおりである。正義論や、法倫理性・尊厳を援用するアプローチは、有責性責任と危険責任という不法行為法を代表する2つの責任原理を対置しかつ優位・劣位の関係性を明示することで、わかりやすいモデルを提示しており、たしかに、ドイツ法での危険責任論の現状(窮状)、たとえば、類推解釈の制限や責任限度額の設定というように現在所与のものとなっている状況を説明しうるものであるとしても、なぜこうした状況が結局のところ正当化できるのか、ということを経<sup>(1286)</sup>験的に・実体的に説明するものではない。かえって、こうしたわかりやすいモ

(1285) 前掲注1274に挙げた諸文献を参照。そのうえで、この制約は、有責性責任・危険責任を問わず、不法行為法一般で問題となるものとして被害者の救済の実現という観点から捉え、検討されるべき課題であることも留意されるべきである。前掲注1255で挙げたWagnerの指摘も参照。

(1286) 正義論との関係で述べられていることであり本文でのコンテクストとは異なるが、Honsell, a.a.O (Fn.1213), S.300が、Canarisのアプローチに対して「責任義

デルを示すことで、危険責任の責任原理としての可能性を覆い隠してしまう可能性がある— Schilcher が「悲しいことに、全てのこの〔Canaris が示す〕対立的なモデルは、実務に最も不適切な影響を与える」と指摘しており、危険責任の弱さから、類推解釈の制限や効果の制限へと至っていることを懸念していたように<sup>(1287)</sup>。以上を踏まえると、正義論や法倫理性、尊厳を援用するアプローチは到底支持できるものではない。

オーストリア法の法発展が示すように、危険責任が内実を伴い法実践も可能な責任原理として理解できるならば、責任原理として広い射程を持つものと考えられ、原理欠缺の補充でも、これを根拠に類推解釈をおこなうことが理論上は可能であろう。したがって、責任原理としての危険責任を基準とすると、オーストリア法の現行規定の状況は補充すべき欠缺があると判断される。そして、またこれに基づいて、危険責任の類推解釈、すなわち、全体類推をおこなうことは、方法論上は、支持できるものと思われる。

しかしそのうえでなお実際にこうした原理欠缺の補充は、裁判所による判断というレベルで考えるとすると、以下に示すとおり、裁判官の—心理<sup>(1288)</sup>面も含めた—負担も大きいものであることにも配慮しなければならない。

---

務は有責性を要件とし、つまり有責性のない責任は、厳格に根拠づけられるべき例外だという考えが影響を及ぼしている」と批判することにより「つまり定まっている結論から理由付けをおこなっているともいえる一端的に表れている。Schilcher, Theorie, S. 60も有責性責任の倫理的な優位性見出す Canaris のアプローチに対して、「〔法〕倫理的に自明の理であるということは、……その追体験不可能性を理由として、学問の最も重要な原則に違反する」として明示的に批判を加え、また、ders., FS Posch, S.680も、危険責任に対する、「同様の論理で、個々人は共同体より倫理的に優れているといえるし、また逆もいえる」とし、さらに「このことは、発見的な価値をもつことなしで、イデオロギー的に望ましい主張である」と述べていることから、Canaris のアプローチの危険責任の狭隘さを確定する根拠付けとしては、弱いものないしその説得力がないことが示唆されている。

(1287) Schilcher, FS Posch, S.680

(1288) さらに、オーストリア法では、ABGB 7 条に基づく一般的法原則に基づく解釈の可能性も「最終ライン」(F. Bydlinski, Methodenlehre, S.481. dazu auch

すなわち、類推解釈一般に関してであるが、裁判官である Matthias Neumayr は次のように述べ、類推解釈の裁判官にとっての難しさを端的に述べる。いわく、「私は自らの経験から次のようにいうことができる。すなわち、制定法上の基準を欠くことは、裁判官にとって、負担であり、快感ではない、と。類推により補充される必要がある制定法欠缺の確認は、裁判官にとって容易でないのが典型的である。コモンロー法システムにおける一個人的に、判断の起草者ともいわれる一裁判官とは異なり、大陸ヨーロッパの裁判官は、自身の活動を、真に創造力あるものとは理解していない。このことはすでに、裁判所が正当にも以下のことを『認めている』ことに示されている。すなわち法は、それが見出されなければならないところまでいわば広げられるのであり、〔しかし〕いわば創造者のように『作り出す』ものではない<sup>(1289)</sup>」と。

この指摘を、危険責任の全体類推に置き換えて考えてみると、責任の成

---

Klang-Kerschner-Kehrer§§6, 7 RdNr.104 S.139, Schwimann Posch§ 7 RdNr.21 S.39) としてあるが、ABGB 7条により判断されることは、「実定法がますます規定を密にしているために、自然の法原則への立ち返りが必要となるのは依然としてわずか」(ABGB-ON — Schauer, RdNr.17 S.36dazu auch KBB-P. Bydlinki, § 7 RdNr.4, S.12und Koziol-Weilser/ Kletečka, Grundriß I, RdNr.116, S.34) とされる。また Metzger, legem, S.163f. mit Fn.25 「特にオーストリアの法理論においては、『全体類推』と『相当拡張された』帰納との違いを指摘し、後者は、ABGB 7条の意味での自然法原則の導出のために必要なのである。……この区別は、オーストリアでは実際上の意味を持つ。というのも ABGB 7条に基づく全体類推を含む類推は、『一般的法原則』の援用よりも優先されているからである。」(dazu auch Koziol-Weilser/ Kletečka, Grundriß I, RdNr.115, S.34) とされる。危険責任も、OGHの実務および Koziol 説が示すように、全体類推が可能であることや、一般的な原理として導出可能であることから、ABGB 7条の問題ではないと考えられよう。さらに、危険責任の類推解釈の問題は、原理欠缺及びその補充の問題として考えられることから、なお制定法を超える法形成や反制定法的法形成 contra legem ではないと考えられる (vgl., Larenz, Methodenlehre, S.426und Larenz/Canaris, Methodenlehre, S.252)。

(1289) Matthias Neumayr, Gesetzesrecht versus Richterrecht: Des Richters Last und Lust In: 200 Jahre ABGB Evolution einer Kodifikation, Attila Fenyves, Ferdinand Kerschner Andreas Vonkilch (Hrsg.), 2012, 97, 105f.

立段階に関しては、各特別法上の危険源は、「特別な危険」としてまとめることができ、またこれが重要な判断根拠であることは、すでにオーストリアの法発展及びこれまでの検討で明らかにした通りである。しかし、効果に関して、特別法上の規律がばらばらであり、解釈論上これらの問題は克服可能であるとしても、裁判官が制定法上の制約を全く無視することも可能ではなく、いずれの規定を類推の根拠とするか選択の困難さが生じよう。このことは次の批判に表れている。すなわち、Kerschner/Kehrer は、多くの論者により、各危険責任の特別法から導きだされる危険責任の一般原則に基づいて全体類推が肯定されるが、「ここから結論付けられる個々の問題（責任者、賠償可能な損害、責任限度額、使用者責任）は、むしろ、契機となった事例に関連付けられかつその時々に関連する評価根拠に基づいて、解決されるのである。しかしまさにこの状況が明確に示しているのは、全体類推の限界である。」<sup>(1290)</sup>「[危険責任の全体類推において] 責任要件も、責任効果も、明らかではないしあるいは明らかにすることもできない。このことは、立法者が常に個々の事例において判断をおこないかつおこなおうとすることを示している。それゆえに、一般的な危険責任に対する明らかにされた〔立法者の〕<sup>(1291)</sup> 意思は、いまだに存在しない」と批判される。このうち、責任要件に関しては、すでに「特別な危険」の慎重な判断によって一定程度克服できるとしても、効果について、学者による責任限度額への批判とは別のレベルで、実際に類推解釈にあたる裁判官の負担からすれば、一各法で定められる限度額が、被害者の蒙る損害を超えるものであり、実際にはこの点で責任限度額のない有責性責任との差は相対的であるとしても一制定法において賠償額制限が存在する以上、この批判は適切なものと思われ<sup>(1292)</sup>る。

(1290) Klang-Kerschner/Kehrer, §6, 7 RdNr.65 S.119

(1291) Klang-Kerschner/Kehrer, §6,7 RdNr.65 S.119mit Fn.249. さらに Kerschner/Kehrer はこれに続けて、Koziol の大きな解決を「誤っている」とする。

(1292) さらに、危険責任の特別法では、時効期間に関して、請求者の主観に関係付ける短期の期間制限（損害及び責任者を知ったとき）と客観的に算定する長期の期

危険責任の全体類推での効果に関する消極的な評価は、Ernst Karner

間制限(事故時に起算点を置く)の2つが設けられ、前者については、3年、後者については30年とされ、EKHGの準用規定をもつないし参照して規定を置いた特別法も多いことから(例えば、RHG、GWG、RohlrG、MinroG)、同様の規律に服している。これらは損害賠償債権一般の消滅時効期間を定めたABGB1489条に対応するものであるため、Koziol, Haftpflicht II, 582は、特別な規律がなければこの一般規範によるべきとする(dazu auch Koziol/apathy/Koch, Haftpflicht III A10 RdNr.10, S.376f.)。しかし、EKHG 17条では、長期の時効期間に関して、損害が発生していなくとも、事故時から30年であるのに対して(Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG§16, 17RdNr.1, S.2083. ABGB1489条の解釈でも、KBB-Dehn §1489 RdNr. 9, S. 1949は、判例が長期の期間制限に関して、のちに損害が発生するかどうかに関係なく、加害行為時に判例は照準を合わせているとされる。)、AtomHG1999 20条では、損害が表れてから30年と解されており(Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A 8 RdNr.69, S.284)、さらに、MinroG168条1項では、加害行為が始まった時点を超算点にしており、損害発生時に照準を合わせていないことは明らかとされる(vgl., Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A10 RdNr.9, S.376)。このように各特別法で、長期期間制限に関して、その起算点が異なって理解されている。EKHGは事故型であり、AtomHG1999は事故型とともに通常操業型も規律対象とすること及び対象とする危険源による加害の性質(自動車という相対的な速度による危険性であれば、個々の事情に左右されようが、事故時からそこまで遅れて損害が表れることは少ないと思われるのに対して、原子力損害であれば、放射性物質による遅発性の損害により、事故時から遅れて損害が表れると考えられる(vgl. RV1357, S.36; Hinteregger-Kissch, AtomHG1999§20, RdNr.2, S.127; Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A 8 RdNr.69, S.284。))に対応してこのように解釈が異なっていると考えられるが、MinroGは、事故型及び通常操業型を想定しており、ここでは有害物質の継続的な蓄積による加害も想定しているところ(vgl., Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A 7 RdNr.9, S.244)、この点で、AtomHG1999同様に、遅発的な損害発生が想定されるにもかかわらず、加害行為時を超算点に置いており、必ずしも鉱業損害に対応した時効の起算点の理解ではないと考えられる。類推解釈に当たり、時効期間の問題は生じないとしても—この限りで、Koziolの上記アプローチは適切としても—、時効の起算点もいずれを基準とするか、危険の性質から判断を裁判官に求めることは、過度な負担とならないか、さらには裁判の時点において危険の性質を判断して起算点を事後的にずらすことが果たして時効制度の趣旨に照らして許されることか、疑問も残るところである。免責事由に関しても、各特別法で異なっており(Koziol, Haftpflicht II, S.581; Koziol/Apathy/Koch, Haftpflicht III A10 RdNr.7, S.375f.)、賠償限度額や時効と同様の問題が生じよう。



の次の指摘にも表れている。すなわち「個々の危険責任規範における責任限度額の様々な規律に基づくと、もちろん、どのような範囲の額が具体的に適用されるべきかという問題が、相当の困難さを提供する。そうした事例では、いずれにしても、最小限の責任限度額を類推解釈において援用することが、許容される<sup>(1293)</sup>」と。Koziol も、Karner の指摘に示されるように、特別法上の規律の相違は、最低限の共通部分に置くとする解釈を示<sup>(1294)</sup>す。Koziol の大きな解決の批判は、効果・責任限度額の相違をその批判の根拠一つとしておこなわれるし、Koziol 自身もこのことが問題であることは、その構想の初期の主張から意識しており<sup>(1295)</sup>、Koziol の上記アプローチは現行法の解釈で上記批判に応答するものとして理解できる。

しかしこの共通で最低水準を基準として類推を肯定するアプローチは、次の点で問題である。すなわち、このアプローチでは、危険責任が一般的な責任原理としてその固有の内実を持ちその基本思想に支えられることで、全体類推を認める大きな解決の理解と矛盾するものと思われる。すなわち、危険責任が、「特別な危険」の実現により被害者に損害が生じた場合に、これを危険源保有者に割り当て、被害者の救済を図ると考えられる危険責任の理解に照らして、こうした責任原理が持つ損害賠償法・不法行為法上の意義・機能を、各特別法で共通のそして最低水準に合わせて損害賠償額を認めていくことでは十分に実現するものとは思われない。しかし Koziol や Karner のアプローチでは、危険責任は効果は、結局のところ制限されるものと理解され、かえって、Canaris やドイツ法の一般的理解で

(1293) Karner, a.a.O. (Fn.1225)., S.32.

(1294) Koziol, Haftpflicht II, 581f.; Koziol/apathy/Koch, Haftpflicht III A10 RdNr.21, S.384.

(1295) Kisslinger, Gefährdungshaftung, S.144; Fischer-Czermak, VR 2008, 34; ders., Gefährdungshaftung, S.154; Tobias Eickmann, Die zivilrechtliche Haftung beim Betrieb von Pistenraupen und die Eigenverantwortlichkeit des Wintersportlers, 2004, S.123.

(1296) 前田 (太)『多元性 (7)』143頁。

ある有責性責任の原則性と危険責任の例外性、それに伴う効果の区別という理解に親和性をもつものとなってしまうのではないだろうか。

このように、特別法上の効果に関する規律が相違しているという法状況の下で、危険責任の全体類推を裁判官に委ねることは、Koziolが「法適用者による類推解釈において、より一般的な基本原理が作り上げられるべきであって、… [しかしその一方で] このことはおおよそいたるところで存在している特別法上の相違を理由にして、相当の困難に直面しているために、こうした方法で、確かに、一般条項に基づくよりもより大きな安定性 [を持つまで] には到っていない<sup>(1297)</sup>」と指摘するように、危険責任の法発展が不安定なものとなることが懸念されるのである。

現行法の解釈での危険責任の全体類推の実際上の限界そしてその大きさをまえにすると、オーストリア法の損害賠償改正の中で、危険責任の一般条項化が議論され、一つの提案に致ったことは、現実の事件における裁判官による危険責任の安定的判断の確保という観点をも考慮すると、必然のものであったと考えられるのである。

(未完)

【付記1】本稿は、科研費15K16963「不法行為法における多元的な責任原理の意義と関係性に関する基礎的考察」による研究助成の成果の一部である。

---

(1297) Koziol, a.a.O (Fn. 980), 98. Leser, a.a.O. (Fn.1237)., S.599は、危険責任の例外的性格が特別法上の責任限度額に現れており、このことが理由となって、「[ドイツの]判例は、既存の危険責任規範を拡張して解釈することを、これまで一貫して否定してきた」として、責任限度額を廃止する危険責任の一般条項化に賛成するが、ここからも、責任制限があることが危険責任の類推解釈の消極的態度につながっていることが明確であり、逆にこの指摘から、責任限度額の制約がないものとなることで、危険責任の展開可能性が開かれると考えることもできるのである。また本文で示した懸念を立法で解決するためには、危険責任の一般条項化とともに、特別法上設定される責任限度額の廃止も必要となろう。

【付記 2】 文献略称に以下のものを追加する。

①モノグラフィ

・ C.W. Canaris, Die Bedeutung der iustitia distributive im deutschen Vertragsrecht, 1997

[Canaris, Bedeutung]

・ Florian Dietz, Technische Risiken und Gefährdungshaftung, 2006

[Dietz, Risiken]

・ Philipp S. Fischinger, Haftungsbeschränkung im Bürgerlichen Rechts, 2015

[Fischinger, Beschränkung]

・ Axel Metzger, Extra legem, intra ius: Allgemeine Rechtsgrundsätze im Europäischen Privatrecht, 2009

[Metzger, legem]

②コンメンタール

・ Großkommentar zum ABGB - Klang Kommentar §§ 1-43 ABGB, Methodenlehre und Personenrecht, Fenyves/Kerschner/Vonkilch (Hrsg.), 3. Aufl., 2014

[z. B., Klang-Kerschner/Kehrer, §6, 7]

・ ABGB Taschenkommentar mit EheG, EPG, KSchG, ASVG und EKHG, Michael Schwimann/Matthias Neumayr (Hrsg.), 4. Aufl., 2017

[z. B., Schwimann/Neumayr-Neumayr, §1295]

・ ABGB Praxiskommentar Bd.6, §§1293—1502, Michael Schwimann/Georg Kodek (Hrsg.), 4. Aufl., 2016

[z. B., Schwimann/Kodek-Harrer/E. Wagner, §1295]

・ ABGB Praxiskommentar Bd.7,Haftpflichtgesetze: AHG, ASVG, DHG, EKHG, OrgHG, PHG, Michael Schwimann/Georg Kodek (Hrsg.), 4. Aufl., 2016

[z.B., Schwimann/Kodek-Schauer, EKHG]

・ Kurzkomentar zum ABGB, ,5. Aufl., 2017, Helmut Koziol, Peter Bydlinski, Raimund Bollenberger (Hrsg.),

[z.B., Schwimann/Kodek-Harrer/E. Wagner, §1295]

・ Norbert Pelzer, Begrenzte und unbegrenzte Haftung im deutschen Atomrecht, 1982

[Pelzer, Atomrecht]

・ J.von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen Buch 2 Recht der Schuldverhältnisse Umwelthaftungsrecht-Grundlagen und Sondergesetze (UmweltHG, AtomHG, BbergG, BimSchG, GenTG HaftpflG KSpG, WHG), 2017

[z.B. Staudinger-Kohler, UmweltHG]

### ③論文

Ernst von Caemmerer, Das Verschuldensprinzip in rechtsvergleichender Sicht, RabelsZ42 (1978), 5

[von Caemmerer, RabelsZ42]